

流山市市民参加条例第4回検討委員会会議録

日 時：平成22年2月19日（金）

午後7時から9時まで

場 所：市役所 庁議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

3人

事務局

倉田コミュニティ課長、高橋課長補佐、兼子課長補佐、
樋口係長

議 題

- (1) 市民参加に足りていないことについて
関谷先生「流山市市民参加条例策定にあたっての論定整理」
- (2) その他

議事内容

（事務局）

市民参加条例第4回検討委員会を開催いたします。
それでは、委員長よろしくお願ひいたします。

(委員長)

皆さん、こんばんは。今日もカナダでオリンピックでフィギュアで銅をとって、がんばっております。オリンピックも参加が大事ですがわれわれも参加、市民参加ということで頑張っていきたいなと思います。

今日はお3方が傍聴ということで参加いただいております。

では、本日の出席状況ですが、出席者10人中欠席者まだHさんお見えになっていないということで、現時点では欠席1名ということで9名ですので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので会議は成立しているということを御報告いたします。

では、お手元に本日の議題ということで、1、2ありますが、その前に議題に入る前に決めておきたいことがございます。今までの持ち越しです。これ決めてないためにもう3ヶ月たちますけれども、議事録がアップされておりませんし、市民のほうからも問い合わせで、出さないのということも出たりしているようです。この議事録についてのことを最初に決めてすすめたいと思います。今まで議事録につきましては皆さんのいろんな御意見、分かれましてこの議事録はこの参加条例検討委員会につきましては、公開原則については皆さんの合意を得ております。それを具体的にどうするかということで、議事録を記名にするか、無記名にするかそれから会議録の内容をそのまま出すのか、それを修正していくのかそういったことが、今まで議論されました。今日は冒頭にその点につきまして、まず記名、無記名につきましては、今までの記名無記名含めを踏まえながら皆さんの挙手による、多数決によって結論を出すという形で進めたいと思います。まずそれから入りたいと思いますけれども、何か異議ございませんか。

参考のために決め方というのは、今3つの案を考えています。記名、ひとりひとりの個人名を出す。それからABCという記号によって名前は出さないけれども、どの委員さんが発言したかという流れがわかる形。そして無記名です。参考のために私も審議会、委員会の現在ホームページに載っているものをチェックしましたがけれども、基本的に無記名つまり委員という形でしているものが大半です。

審議会もそういうふうですし、常任委員会もそういった形になっているということも参考としてお伝えします。

では、そういうことで1、2、3で最初は記名、それから次はABC表示、それから無記名。ということで挙手で多数決で決めたいと思います。よろしいですか。

それでは、記名ということでいきたいと、お2人、3人ですね。はい、次にABC表記、5名います。それから無記名、ということでこれは私は一応なんといいいますか、同票の場合にあれするというような立場でいたいと思いますので。今の挙手の結果からしますと、ABC表示ということで私を除く9名中5名がABC表示ということで、よろしいですか。はい、では、ABC表記ということですすめたいと思います。

それから会議録の内容についてですけれども、これはこの今までの3回のは口語体で話が出たそのままを、表記出したわけですが、読みづらいといいますが、一応文語体ということで今後事務局としてはそういう手を加えようというような考えも一応あります。そしてそれをそのまま出すということと、そういう口語体を文語体に読みやすくする、さらにその本人の訂正を入れるかどうかという問題もあります。このことについてまた皆さんにお諮りしたいと思います。そのまま出すべきかとそこに手を入れる、文語体に直すということとそれから本人の訂正といったものを入れる、それで挙手により結論を出したいと思いますが、よろしいですか。

(E 委員)

この訂正の仕方なのですが、まるで反対の意見に訂正するというのはまずいと思います。ですから修正というかその程度問題がある程度皆共通の認識をしておかないと、いけないのではないのでしょうか。出てみたらどうもちょっとまずいので、反対の意見に修正したなんていうのでは、これはちょっとまずいですよね。

(委員長)

今回の場合は最初にあれしましたように、個人名が出ないというような状態になっているという前提で、そこで御判断といいますが、

それと今までの会議の中でそれぞれお互いの信頼感といいますか、それを前提にそういう全く逆な方向での訂正というのは、ないことを前提に。

(E 委員)

そういう前提となればいいです、はい。

(C 委員)

だからほかの市の議論を見ても議論というのは口語体でなってるところがけっこうあるのですよね。だからあとは私は心配しているのは、まるっきり全然間違っってとっているケースがあるのです。直す人が。録音からとっている人が。だから例えば新説というのを今回の場合私は新しい説明を説で言ったつもりが、新の設備の設になっている、そういうのは完全に直させてもらう。

(D 委員)

先ほど何えはよかったのですけれども、例えば情報公開請求で情報公開請求するまでもなく、開示でなります。そうした場合に当然そういう形で今までのその市の原則としては、どうなのですか。そのこういう審議会とか検討会の議事録はどういう形で出すという市の原則というのはあると思うのですが、どういうふうな形で最近情報公開条例も改正されて、先ほどちょっと私記名のところ後戻りして申し訳ないのですけれども、記名で出されているという委員会もあるというふうに聞いておりますので、そういうことを踏まえたところで本来ならこの議事録をどうするかということを、私は議論すべきで委員の恣意的判断というのはよくないですけれど、委員だけで判断すべきではなくて、やっぱり市の情報公開ということがきっちりあってその上に則って、踏まえてより開かれた会議であるということがやっぱり1番大事なポイントだと思いますので、その辺ちょっと伺いたいと思うのですが。

(倉田コミュニティ課長)

ただいまの情報公開条例のことで、一部改正ございました。その

中に新たに会議の公開という形でそれが条例の中に盛り込まれました。審議会等の会議は公開とする。ただし次の括弧のいずれかに該当する場合は会議の全部または一部公開しないことができるという形であるのですが、会議の審議会の指針というものもございませぬ。その中には、当然審議会の公開はしますよと。それと会議録等の公表ということで、内容を今言っていましたその発言者の氏名を載せる、載せないというところまでは入っておりませぬ。指針の中に。あとは1ヶ月以内に基本的には公開しなさいと会議録をとというその3点です。それが一応趣旨の中に盛り込まれているということですよ。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(J 委員)

今委員長が先に言われた口語体を文語体に直すということと、それから個人がその修正をするというところの位置づけなのですが、先に個人の直すべきところを直したあとにそれから文語調にするというのは、われわれが文語調にするというのではなくて、基本的には事務局のほうに文語調に変えていただけるということですよ、今これから選択をするということですか。そここのところ、賛否をとるといふ、委員長が採択をする、そういう問いかけに対して私はその分類の仕方がよくのみこめなかつたものですよから。

(委員長)

恐らく並行といいますか、順番は今報告があつたような1ヶ月という時間の問題もありますし、それが並行作業になるのではないのかなと思うんですよ。そこら辺は先ほど一度審議会、委員会のホームページを御覧になつた方はこの中に何人かいらっしゃるでしょうか。というのはあの中で結構会議の内容そのまま載せているものもあるのはありますけれども、そうではないケースのほうは数は多いんですよ。要約といいますかです。

(C 委員)

指針を見ると会議録または議事要旨を作成しなければならないと書いてあります。ただどっちかなんです。ただ手間からいったら議事録全部会議録書くなと私はそれだけでいいと思いますけれど。議事要旨をまた別に誰がつくるかという話になるわけでしょう。事務局がつくるのか、こっちが責任もってつくるかとなるとまたややこしくなる、1ヶ月にできなくなってしまうから、会議録を録音したものを起こしてもらって、それで全くおかしなところはその発言者が責任もって直すと。それについては口語体を文語体に直してもいいですよ。ただ全く正反対のことを言ってもらったら困ります。だから決とられるのであれば、全くそのまま出すのか、そういうリーズナブルな訂正は本人の責任で認めるかでもいいのではないですか。

(D 委員)

でも、そこは二者択一する必要はなくて、例えば私も引き寄せるというのが引きすぎるとかなんか変なふうになっているわけですよ。それは発音の問題もあって、録音のキャッチの問題もありますから、それは当然先ほどおっしゃった新説というのもそれをこっちはそのまま出すのか、ちょっと直すのかという部分とは違ってどうしても1番効率的なのはあまり発音の問題もあって、録音がちゃんとキャッチできない部分に関しては言葉として、直すというのはそれは当然、当たり前なことだと思ふのです。

(C 委員)

そうやって言われちゃうと、とっちゃうから最低限それは発言者の責任で……

(D 委員)

それを二者択一で挙手するのですか。そのまま全く何もせず……

(C 委員)

だってその前は雰囲気伝えるためにそのままそっくり出すというふうにとったから。そこら辺がちょっと……

(J 委員)

そここのところは先ほど最初に記名か、記号なのかということになりましたから、逆に言えばむしろそのまま雰囲気云々よりも、記号でやるのでしたらある程度読む人が読みやすくするというひとつの工夫も必要かなと思いますけれども。明らかに誤解されるような言葉を修正するというのは、当然基本的なことでしょうし、それからあまりにも口語体ではすっぱな口調みたいなものが感じられるのであれば、そここのところは要領よくまとめて修正をするとかそういうのはあってもいいのではないかと思いますよ。

(委員長)

要はもう結論を出さないと実は大変な、皆さんお手元にいったと思いますけれども、今後の検討でもすぐ議事に入りたいところがありますので、では、逆に提案ありますか。この件についてはこういうふうに決めようと。要は結論を出さなくてはいけないということです。すぐあれに入れるようにしたいということです。

(D 委員)

表記間違いはとにかく直していくと基本的に。明らかな表記間違い例えば新説が新設であったりする表記間違いはその個人の発言者の責任でもって、直すと。それはそのまま全部きちっと録音とおりテープ起こしして出していただくと。それが雰囲気を伝えることであって、国の審議会とかいろんな検討会の委員がそのままこうワーッと出てますよね。ホームページなんか見ると。だからそれは流山市のそういう部分もあり、そうでない部分もあるのだから……

(委員長)

ということは変えてもいいということですね。

(D 委員)

だからその変えるという部分のところが、明らかな表記間違いとか……

(委員長)

それはどちらか結論を出さないと話がすすまないのです。

(D 委員)

ちょっとその考え方は基本的な原則のところでおかしいのではないですか。

(I 委員)

要するに変えるところはやっぱりDさんがおっしゃったような形で文字がさっきの新説と新設が違うというようなものはこれは当たり前のように、発言した人から直すように市役所の方に伝えて、ここをあまりにも直してほしいですとかそういうものは、逆に市役所の方の判断でちょっとそれは1回委員長に相談してからやりますとかいう形でやってもらっても、基本的には直すのは文字の間違っているところというのでいいかなと。先ほどの信頼関係ではないですけども、そこは個人個人のところでまかせればいいかなと思いますけれども。

(E 委員)

信頼関係も良心の範囲の中で自己の訂正程度を直して、あとは全部そのまま出すということでもいいのではないですか。

(委員長)

異論ございますか。

(C 委員)

疑問形で言っているのにとられてるところは直させてもらいます。

(D 委員)

まあ、そういうのはいいですよ。

(J 委員)

記号にした瞬間に実際にきちんと直すべきところは直すという自の判断で、よろしいのではないかと思いますけれども。委員メンバー自身の真偽の問題ではないですか。そうしないと……

(委員長)

では、もう決をとるまでもなくそういうことですから、ということで。それで口語体、文語体の問題というのは今Cさんのほうから口語体でいいのではないかという話も出たのですが。

(C委員)

全く変なはすっぱな言葉を使ったらちょっと恥ずかしいですけどもね。

(D委員)

でも、そのまま出すとおっしゃったのですから、そのまま表記するので、文語体という話にならないはずがないですか。だから文語体でおっしゃる方は文語体でおっしゃって。

(D委員)

口語体で喋ったそのままということではないのですか。

(D委員)

文語体で喋る場合があってもいいのではないですか。

(委員長)

はい、そういうことでもう決をとるまでもなくそういうことですから、すめたいと思います。

それから次の議題に入る前に報告、市長会談の件についてです。それを事務局のほうから今から説明をお願いします。

(倉田コミュニティ課長)

実は2月8日に議会、昨日から始まっているのですけれども、議会の前に市民参加条例のこの検討委員会の進捗状況を市長のほうに

報告した際に、市長から関谷先生とお会いしてお話がしたいという申し出がありました。急遽日程のほうを調整させていただきまして、関谷先生とですね。一応関谷先生とあと当委員会の正副委員長にもそのときに同席していただきまして、市長、副市長とあと関谷先生あと正副委員長5名でこの市民参加条例についての会談をしていただいたということです。御報告させていただきます。

(C 委員)

いつやったのですか。

(委員長)

2月8日に。

それで同席しまして、そこで話し合いのあった内容について簡単に私のほうから報告させていただきます。

市長のほうからこれは第2回の関谷先生のお話をまとめたものを事前に市長、副市長に読んでいただいております。関谷先生はこういうお考えで全体的にその委員会についてこういうふうに考えていきたいというようなことは理解していただいているという前提で、市長のほうからはそこで自治基本条例をより具体的に市民にわかる形にしていく、一歩であると。この市民参加条例検討委員会はですね。条例施行により生活実感ができるような項目を入れてほしいということがありました。

あとかいつまんで報告しますと、広報については6月から今まで2回だったものを、今後3回にすると。だから広報そのものを増やしていくというお話もその方向ですすめていくというお話もありました。

それから自治基本条例が昨年4月に決まって、今市民参加条例を検討しているわけですがけれども、今後市民投票条例や、健全財政条例、あるいは都市計画法に基づく景観条例、こういったものが今後条例化を考えていくけれども、これに対する市民参加条例の役割といますか、それに大きく期待しているというようなお話でした。

あとやっぱりコミュニティの話も出たのですけれども、これは小学校区ということですが、これはあまり小学校区という

ことではなくて、地区によってある程度そういうまちづくり協議会といったものの柔軟性をもっていいのではないかというお話でした。

それとなにより P D C A、今まで課題設定、プラン、ドウ、チェック、アクションですけれども、課題設定をする段階での市民参加、計画を立案する段階での市民参加、計画を実施する段階での市民参加そして評価する段階での市民参加という P D C A がありますけれども、前回関谷先生からお話があった問題発見をする部分での市民参加、この考え方については非常にそれはそういう方向で考えてほしいというようなお話がありました。ということで関谷先生のほうから何か補足。

(関谷先生)

市長とそういう形でお話をする機会があって、今委員長が要約してくださったとおりの話がありました。私がお話したことを踏まえながら、基本的にお2人がどういうお考えなのかというと、やっぱり自治基本条例を実質化させたいというような気持ちが非常に強いということのを改めて確認させていただきました。ですからもちろん自治基本条例は他の自治体に比べても、かなり理想的な内容が盛り込まれています。それをどうもっと具体的な形に今生活実感という言葉も出ましたけれども、要するに市民が自分が営んでいる、あるいはまさに日常生活の中で参加するというのはどういうことなのかということを実感しうるような環境づくりというのですかね、そういうものをつくりたいというふうな御意向が。ですからそういう意味では、やっぱりコミュニティの問題を検討してもらいたいというふうな話もありましたので、それはまさに以前にもお話したこととも合致する言葉でしたので、そういう意味でも基本的には方向性を共有しているなというような実感をもった次第ですからあとでまた論点整理の部分でお話申し上げたいと思います。とにかく実質化するためにコミュニティをどうしていくのか、それからその実行性をもたせるために問題発見という部分から評価という部分に至るまでのそのプロセスにどういうふうにこの市民参加というものを組み込んでいけるのか、それを制度化する部分、それからその取り組みというものを具体化していく、この辺合わせて検討

していくということで基本的な了解もありましたので、その件でも納得した、またはこの委員会でも実績に利用していくかということですが、一応そういう場をもたせていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。

(C 委員)

先ほど市長が市民投票条例を別立てでつくるというようなお考えだっているのですけれども、市民投票というものも市民参加のひとつの形態ではないかと思うのですけれども、そこら辺が中に含まれるのかということ議論されなかったのですか。その場では。

(委員長)

その場ではしていない。

(関谷先生)

その場では特にしていません。

(C 委員)

一方的というか市長の考えはこうですと。

(D 委員)

それはちょっと御参考までにとすると僭越ですけれども、市民投票条例を自治基本条例の中では別立てで市民投票条例を条例化するというのは、あるわけですね。だからそういう形の中で沿っていくのが妥当ではないかというふうに思います。その考え方は別として条例化の場合にはそういうふうに別立てにしていくというのが私は大事ではないかと思えますけれども。

(C 委員)

この辺はあとで議論に入ります。

(委員長)

それでは、議事に入りたいと思います。議題として皆さんにすでにお手元にいっていると思いますが、前回お願いしました市民参加に足りていないことについて、委員の皆様方から宿題に答えていただくということで、9人の委員の方から御提示いただきました。これは関谷先生に整理、まとめていただいてお手元にあると思います。このことについて関谷先生からお話をお願いしたいと思います。これ皆さんお手元に論点整理のあれはございます。ない方いらっしゃいますか。

(関谷先生)

それでは、前回の委員会の委員の皆さんのほうから今の市民参加に不足していることを挙げていただいて、それを交通整理する中でこの条例に盛り込むべきこと、あるいは各種その制度設計というものを考えたらいかがかなということで、まずは不足している点について箇条書きで出していただいて、そのネタを私のほうに送っていただいてそれをもとにまず主だった項目ごとに整理をして、それを受けの形で今後どういう議論すべき論点があるのかというのを整理させていただいたのが、配布されている資料の基本的なポイントです。この原版はまだ私がだいたいどういう制度設計でいくべきかというところまで、細かいところまで踏み込んだものではなくて、まだあくまでも論点整理にとどまっているものです。むしろどういう制度を盛り込んでいくべきかということは、委員の皆さんのほうから出していただいたほうがいいと思いますし、それに応じてこういうこともありうる、こういうことも考えられると私のほうからもいろいろ御意見は申し上げられると思いますけれども、まずこのペーパーについては論点整理というふうにとどまっているというところをちょっと踏まえておいていただければと思います。

まず1つ目の流山市において市民参加が不足している状況ということをご皆さんのほうからいただいたものを、私なりに5つの観点でちょっと整理をさせていただきました。まず1つ目が市民の方々がその市民参加の意味というものを、十分にまだまだ理解できていない部分があると。つまり市民参加とはいうけれども、市民参加とは何をもっての市民参加なんだろうというそういう理解、イメージと

いうものがまだ十分に共有されていないという状況にあるのではないかと。そもそも参加というものがどういうことなのか、そういう市民の参加に対するイメージがまだまだ乏しい状況。参加することによって何がどう変わるのかという部分が見えていない、それから地域や行政にどのように参加すればいいのかその方法がわからない、誰に何を言えばいいのかわからない、日常生活において協働とかそういうまちづくりの実感ができていない、これらを合わせて市民参加の意味がわからないという点でとりあえずまとめてみました。市民参加の意味ということと、その理解の共有あるいは参加するというのはどういうことなのかという点がまず1つ目として整理できることかと思えます。

それから2つ目は地域課題に関する情報が少ないということ。挙げられていたものを列挙してみますと、地域にいかなる問題があるかわからない、行政が有している情報が市民との間で共有されていない、これはもちろん情報公開等々での情報というものが、開示されるということは一方でももちろんあるにしても、それ以外に個別具体的にまちづくりですとか協働というものに必要な情報というものが、行政の側から積極的に発信されていないあるいは発信されていたとしても、市民との間で十分な理解をもとにおける共有というものがまだまだなされていない、そういう共有。それからまちづくりに対するビジョンが実感できない、参加するメリットが十分に共有されていない等々、そういういろんなレベルにおける情報というものがまだまだ共有されていない、だからその参加というものにもなかなかつながっていかないというそういう意味での2つ目はまず情報が少ない、共有されていないという点。

それから3つ目のポイントが地域における交流の場が限られているという点があげられるかと思えます。気軽に相談・参加できる場がない、市民が地域に関心を持ったり学んだりするきっかけが少ない、自治会・近隣とのコミュニケーションというものが不足している、NPO・ボランティアとの連携が不足している、既存のさまざまな組織・団体が各地域でどのように連携しているのか、連携が果たされているのか、その辺の検証がなされていない、地域への参加が色々なまとまりをつくり出していくことにつながらない、地

域が行政から相対的に自立できず、行政依存が払拭されていない、こういった問題もあるということで、いずれにしろコミュニティの今の現状における問題点をあぶりだしたような部分を確認する意味でとりあえずコミュニティということで、特に参加に関係する部分ということで整理をしてみました。

それから4つ目が参加の機会・手法が乏しく、多様な参加の機会が具体的に保障されていないという点です。この辺が参加条例を考えるときの非常にポイントになる情報ではありますがけれども、何に参加すればいいのか対象が不明である、行政や地域への参加のしやすさへの配慮に欠けている、これは例えば参加を募っても平日の昼間とかであれば当然参加できない方々が多いと。だからそういった配慮というものが今の状況だとまだまだ欠けているのではないかという点。それから行政に対して自分の考えていることを相談・伝達する場というものがなく、市民の意見が市政に十分に反映されず、行政優位でものごとが進んでいる、市民が参加する機会・手法が限定され、行政によるアリバイと化している、要するに参加する機会は開かれているけれども、結局は行政の論理にとどまっていたり何かやるときにもアンケートをとったからこれをもって市民の意見を聞いたことにするんだと何かそういうふうにとっかかり倒錯されてしまっている、そういう部分もあるのではないかと。それから2枚目にいきまして、アンケート、審議会、パブコメだけでは市民の意見が十分に反映されない、もっと多様な制度設計が必要になってくると。課題を発見していくプロセスが制度化されておらず、実効性に乏しい、意見が反映されないがゆえに参加意欲を減退させている、つまり意見を言ってもそれがこういう形で反映されずにと一つは、制度的な保障、もう一つは実質的なそういう取り組みですね。そういう部分が非常にまだ弱いがゆえに意見を言っても、何も変わらないだろうというふうな雰囲気ややっぱりまだまだ強いのではないかと。そういった意見もありました。

最後、5つ目が行政の各プロセスに市民が参加できる制度がない、それは先ほど出ましたように問題発見、というところから始まる一連のプロセスです。計画立案実施評価に至るその流れの中で、それぞれの段階において市民参加の機会が開かれているかどうか、これ

が非常に行政参加ということを考えるときには、大きなポイントになるわけですが、そういう意味でのトータルな意味での制度というものが、自治基本条例でもその辺はうたわれているわけですが、それが具体的な制度として存在していないと具体的な動きにつながっていかない、というようなそういうお話です。さらに横断的システムの弱さ、これはこの間も市長がおっしゃっていましたけれども、役所内での課を越えた連携というものがなかなかやっぱり組織的に難しいと。ここをどういうふうに考えていくかと少なくとも市民参加という観点から少しでも横断連携するような制度、あるいはそういう動きをつくりだしていけるような環境を整えられるだろうか、それがポイントになってくると思います。それから市民と行政との応答的な関係が制度的に保障されていない、諸計画の策定に市民が積極的に携わることができない、積極的にというのは要するにただ意見を聞くということだけではなくて、もっといわゆる参加から参画へといわれるようなもっと踏み込んだ部分がまだまだ少ないのではないかと。市民の自主的・自発的な政策提案を受けとめる制度手続が存在していないと、政策提案についても自治基本条例の中に入っているわけですが、この具体的な手続き制度が整っていないとどういうふうに提案すればいいのかかわからない、こういう問題もあるわけです。それから行政裁量の範囲が広いがゆえに市民参加手続が左右されていると、つまり市民参加条例を考えるポイントのひとつといいますのは、行政裁量の範囲をなるべく少なくしていくということがポイントとなります。つまり行政裁量の範囲が広いということは、皆さんも御経験あるかと思いますが、そうでない人にあたったときには全く聞いてくれないと。これは要するに行政裁量の広さなのです。だからそこをもっとルール化することが必要だというふうにいわれているわけですが、まだそういう裁量が広いのではないかと。市民参加が保障されているかを監視・評価・見直しする制度というものが存在しない、市民参加を促進する担当部署がない、こういった行政の各プロセスに市民が参加できる制度がない、こういった点が皆さんからの意見を集約する

とこんな感じになるのかなというのがとりあえずお話です。一応①から⑤まで整理をさせていただきました。

2つ目は①から⑤を踏まえた上で条例の必要性それから条例の中でどういったものを盛り込んでいくべきなのか、その主な論点をまとめました。これなぜ1と2でこういう整理をしたのかといいますと、条例をつくるというときにわれわれまず考えなくてはいけないのは、立法事実ということなのです。これはどういうことなのかといいますと、要するに条例というのはここ、こういう問題があってその問題を解決するためにこの条例が必要なんだという論理で考えられるのです。ですから必要な理由というものが確認されていないとただ絵に描いた餅の条例にしかならない。だから前回まずは不足している部分を皆さんで挙げたらどうかといったのは、まさにこの立法事実を確認するためという意味合いがあったからなのです。ですから今参加が不足している、流山市はこういう状況にあるということ踏まえて、では、今度これからつくる市民参加条例にはどういったことを盛り込むべきなのか、というものをそれぞれ対応させながら考えていく、というのが非常に筋の通った話になるかと思いますので、一応皆さんからいただいた意見を1から5でまとめて、それに対応する形でこのローマ数字の2のほうは論点を整理していったものです。一応1から4という形で柱を立てて整理をしてみました。

まず1つ目が市民参加の意義というこれは先ほど①に対応する部分ですけれども、この市民参加の意義というものの、これはもうすでにこの自治基本条例で目的理念としてうたわれている部分がありますし、それから16条に設置根拠を有しているということもありますし、さらには権利上の参加ということで今現在のこの基本条例には11条、12条に権利として認められているというところがあります。ただ先ほど不足しているという状況の中にもありましたけれども、権利としては認められているけれども、結局権利というものは行使しないと意味がないわけです。行使できるような環境というものを考えていかなければいけないとあるいは権利を行使することが、どういう意味をもつのかということ幅広く住民の中で共有していくとあるいは市民と行政の間で共有していくということが

なされなければ、この11条、12条、16条というものは宙に浮いたものとなってしまいますので、そういう意味で4番目に書いたのが日常生活における参加という部分です。具体的にどのようなことを参加としてとらえるのか、市民参加の必要な具体的理由はどういうところにあるのか、どのようなところから具体的な関心市民の中に関心が芽生えていくのか、こういったことをそれぞれ皆さんの立場からこれからのミーティングの中で少し考えていきながら、参加というものがどういうことなのかということ、少し考えてということが必要になってくるかと思います。これはまずポイントの一つで市民参加とはなんなのかということ、少し詰めていくという部分です。いちばん最後に書いておきましたのは、私なりの参加の意味合い、なんで参加が必要なのかということについてのポイントを少し書かせていただきました。ひとつは当事者性の問題、これは要するに当事者が参加しなければその当事者が関わる問題を解決していくことにはつながらない、だから市民参加が必要だという視点です。よく私は当事者性ということ、申し上げるのですけれども、要するにそういう当事者による参加、それからもちろんその方その方によって参加できる状況にある人ない人いろいろいますけれども、もうひとつのポイントとしてはまさにその当事者に即した形で問題を発見する、課題を整備する、そして解決のための取り組みというものを考えていくと。だから高齢者福祉という例えばテーマをひとつ考えても、そうであればそういう方々に即した問題発見ということをしていかないと、ただこういう事業がすでにありますからという話では問題解決にはなかなかつながらないですから、そういう当事者に即すということもある、だから当事者に参加してもらおうということと当事者に即すというこれが参加の意味としてあるということ、ちょっと私のほうから申し上げておきたいと思います。それから2つ目の現場性これはあとで申し上げるコミュニティの問題とも関わりますけれども、やっぱりこの現場性というものを十分意識した市民参加あるいは市民参加条例でないと、意味がないというふうに私自身思います。全国見渡していろいろな市民参加条例とかそれに類したものがいろいろありますが、現場性をどこまで意識しているのかなというののがかなり疑わしくなるような条例も事実あります。ですか

ら条例はあるけれども、実質的には機能していない条例もありますので、この現場性というものをどれくらい意識できるかどうか、これはやっぱり生きた条例になるかならないかのひとつの分かれ目だというふうに思っています。3つ目の市民が自立しうる環境整備、これもコミュニティの問題にも関わりますけれども、要するに市民が自立するということが、これは逆に言うとまさに市民主権とか市民自治という言葉にも代表されますように、まずは市民が主役であると。以前にも申し上げたけれども、市民から出発して行政に信託をする、市民から出発して議会に信託をする、こういう構図がある中で何を委ねるべきなのか、逆に何が自分たちでできるのか、この見極めです。今この部分がすごく流動化してきているのが今の状況なわけです。つまりどこまで行政にやってもらわなければいけないのか、どこが自分たちでやらなければいけないのか、いわゆる行使の区分問題なんてよくいわれるところですがけれども、どういう部分は税金を使って公共的な問題として課題としてやらなければいけないのか、どういう部分は市民が自分たちの問題としていわゆる共助というものを積み重ねながら、やることができるかどうか。それでなくても今財政的に厳しい状況にある、それから今後の税収というものも大幅に増えていくなんていうことはまず期待できないと、そういう状況の中で行政としてやるべきことというのは、極力少なくしていかなければならないと、でもそれは単なるコスト削減の話ではなくて行政はどういうことをやらなければならぬと、自分には何ができるかこれをしっかり応答的な関係の中で見極めていく、あるいは役割分担というものを検討していく、これがこの協働のまちづくりの中で問われているところですので、そういう意味での自立しうる環境を整備するということです。それから4つ目これはもう私の持論ですがけれども、自治というものは小さくなくてはならないという点です。小さくなくてはお互いに顔を見合わせるできない、お互いに顔を見渡すことができなければ、信頼関係は育めない、これはやっぱり自治であり、まちづくりである基本となるベースとなってくるわけです。範囲が広ければそれだけ人数が増える、人数が増えれば誰がどういうふうに考えているのかというのが見えにくくなる、これはやっぱり自治をどんどん遅らせてしまうわけです。自

治はうまくいくというのは非常に小さな単位の中でまずは考える、もちろんその範囲でできること、できないことあるわけですが、できなければもっと大きな範囲で考えればいいわけですから、その見極め、これをいわゆる補完性の考え方というふうにするのです。まずは小さな単位で原則考えていく、それからそこでできることはそこでやっていく、そこでできないことはもうちょっと大きな範囲でやっていく、住民にできることは住民が、住民だけでは無理な部分は行政が入っていく、いろんな補完性という考え方がある、これは私の研究テーマでもあるのですけれども、そういうことを想定した上での小さな自治ということを少し意識して、ものごとの考え方として意識するということが大事なのではないかというのがまず1の①を受けた上でのひとつの論点です。ですから皆さんが市民参加ということをご想定されたときにどういう参加であってほしいのか、どういう市民参加を実現させたいのか、という素朴なイメージから具体的なところまでいろいろお持ちだと思いますけれども、これも少し考えていく必要があるのかなというのがひとつです。

2つ目が地域課題が共有されうる具体的な環境というふうにとりあえず小見出しをつけさせていただきました。これは先ほど言った1の②に相当する部分です。地域課題に関する情報が少ない、共有されていないということに関係する、これも基本条例との関係でいうと7条の知る権利、8条の情報共有、9条の説明責任、23条4項の財政運営のその情報の共有ということ、それから24条3項の行政評価の部分における、こういったものが関わってくると思っていますし、さらに市民にさまざまな情報が具体的に共有されるための手続と取り組みという部分ですね。あるいはまちづくりビジョンというものをどういうふうに共有していくことができるのかということですね。共有の部分でこの参加条例にこういったことを盛り込む必要があるのか、何点かあります。それから地域における問題発見およびその公共的な共有、というのを2つ目にあげました。具体的な共有のされ方、共有につとめるべきであるという文言は多くの条例の中に書かれています。ですけれども、どうやって共有するという具体的なものがなかなかみえてこないのです。ここはやっぱり私の意見としてはどういうふうにしてこの具体的な情報あるい

は課題というものが共有されるのか、少し制度設計をはかってもいいのかなというふうには思っています。その辺がみえてこないただ情報を共有しましょう、で宣言して終わってしまいます。なんかそういうところが少なくないものですから、これも少し考える必要があるというふうには思いますけれども。この情報の共有のされ方、仕組み、流れ、具体的な取り組みというものを市民間における共有、それから市民と行政の間におけること、両方の局面を考える必要があるのですね。どちらかという行政と市民との間でというふうに語られがちですけれども、住民相互で情報共有していくような形というものを整えないと、なかなかやっぱり下からまちづくりというものが盛り上がってこないという部分もありますので、ここも少し考えてみる必要があるのかなというふうには思います。個人ないし団体が発見する課題と行政が設定する課題との結びつけ、これは先ほど言った応答的な関係といったお話ですけれども、これも考えられています。

3枚目に移りまして、参加と学習がスパイラル的に発展する環境の充実ということ、これいろんな自治体回っていますと必ず出てくるポイントがこれなのです。つまり住民の方も職員の方も自分たちも意識が低いのです。職員も担当課の方はかなり理解はあるけれども、庁内全体を見渡すとやっぱりまだまだ意識が低いあるいは住民の方ともいろんな方ともお話をしても、まだまだやっぱり一部に限られているのですという雰囲気はあった、認識を抱いたのですけれども、そこは確かにそういうさっきも市民参加とは何かという部分を知らないとなかなか参加していけないというところもありますけれども、その半面においては参加していかないと参加がなんなのかということもわからない、具体的に動いていかなければ具体的に体験していただかなければ、参加の環境というものは整っていかないというふうに思われます。ですからどっちが先なのかという話ではなくて、これはスパイラル的にもういったりきたりする、試行錯誤しながらすすんでいくしかない、この試行錯誤ができるような環境というものがまだまだ不足している、それをどういうふうに考えるのかという問題もあるというのがちょっとあげておきたいと思いません。以上が2つ目です。

3つ目の①は1つ目の③、④に対応する論点です。これは地域コミュニティの再構築と地域参加というもので、重要な柱になるコミュニティの話です。流山市のこの地域コミュニティというものを今後どういうふうに考えていく必要があるか、これはいろんな考え方があるかと思えます。つまり市民参加条例を策定しているところでも、コミュニティの問題に踏み込んでいるところと踏み込んでないところがあります。踏み込んでいないのは4の行政プロセスへの参加手法にどっちかという特化した参加条例です。ですから3のコミュニティを入れるかどうかという議論がひとつあると思えます。私の個人的な意見としては、コミュニティの問題を入れるべきだというふうに思っています。ここをどう考えるかというのは少し議論になるところかと思うのですが、とりあえず論点としてあげておきたいと思えます。

まず1つ目が様々な関心、相談、学習、連携などの醸成というものをどのように行っていくかどうか、関心とか問題別に声を拾い上げられる体制、気軽に話ができる緩やかな環境、これが今それぞれの地域コミュニティの中でやっぱり不足している、ここをやっぱりどういうふうに補っていくことができるのかどうか、もちろん条例に盛り込むべき部分と盛り込まなくても地域コミュニティがもう自主的に自発的にやっていけばいいという部分と、両方ありますけれども、論点としてこういったことがあがるかと思えます。それから各方面への媒介の仕組みというものの、これは例えば自治会だったら自治会だけ、社協だったら社協だけ、というふうないわゆる行政の縦割りとかのところをよくいわれますけれども、地域だって縦割りなのですね。これをやっぱり突破できるような仕掛けというものを今後行っていくことができるかどうか、これもひとつ問われていると思えますし、突破していくためにはそれをつなぐ工夫、仕掛けというものも必要になってくるかと思えます。これもいろんなアイデアがありえますけれども、論点としてあげておきたいと思えます。それから最近出てきている傾向なのですけれども、様々な規模、水準における地域サロンの開催、これは先ほど気軽に相談できるところ、気軽に意見交換できるような場とか機会というものが、今の地域コミュニティには非常にやっぱり少ない、だからこれは行政主催

でもいいし、地域住民主催でもいいと思いますけれども、こういうサロンのような場というものをあちこちで開催すると。ヨーロッパですとコーヒーハウスにおけるサロンなんていうものがだいたい19世紀あたりからヨーロッパの各地に盛んになったのですね。これはどういうことかということ、コーヒーを飲みながら社会のことについて市民が自由に議論する、あるいは夜のバーのようなところで議論する、それからスポーツクラブのようなところで議論すると。これはやっぱり市民社会が盛り上がっていく一番の基礎の部分ですね。こういう雰囲気というものがコミュニティの中に出てこないといくら市民参加ということをしていても、なかなか実質化していかない、盛り上がっていかないというところもありますので、これはひとつの地域における仕掛けですね。こういう場というのはどういうふうにつくりだしていけるのかどうかということ、こういったものが論点としてあるかと思います。

それから2つ目これはちょっとやや私の意見も入っていますけれども、小さな自治の基盤としての地域コミュニティ形成です。これは基本条例第6条それから36条に入っていますけれども、この地域コミュニティをどういうふうに考えていくのか、皆さん前にも申し上げたかもしれませんが、地域コミュニティとはなんですかということそれは自治会だという方がいたり、あるいはNPOだという方がいたり、いろいろありますけれども、主体の問題だけではないのですね。場の問題。主体と場所、これが一緒になって地域コミュニティになるのですね。ですけれども今の議論というところとどっちかということ主体のほうに傾斜しているように私にはみうけられます。だから主体の連携、主体の協働ということは一般的にかなり議論されています。でもこの場の問題ということまで踏み込んだ議論というのは実はまだまだそんなに多くはない、だけれどもこの部分を抜きにしていろんな主体の連携、協力なんていうことをいってもやっぱりすすまない、こういう部分もあると思うのです。ですからこの場の問題をどういうふうに考えるのかということがひとつ問われているかと思います。そういう意味で地域団体、市民団体の現状を踏まえた連携をどう構築していけるのか、それから地域、地域といっても地域の履歴とか空間とか機能に根ざした具体的な課題解決への

取り組みということ、つまり自分が住んでいるコミュニティという意識が弱いとなかなか地域における求心力というものがでてこない、こういう問題もあります。それもどう考えていくかという論点があります。それから行政から自立した地域コミュニティとしてのまとまりとそこでの取り組み、市域の市民活動団体と近隣地域の市民活動団体との連携、これは要するに市民活動団体が主役になっているんなことをしていくというのは、行政にできないきめ細やかさだったり、あるいはスピードだったり、その能力というものをより幅広く集約していくこともできます。さらには自治体の枠を越えられるということです。今後ますます求められていくのは、市民活動団体が市域のなかでできること、市域の中でできないことを市域外の団体と連携して考えていく、こういう模索も少しずつ出始めてはいるのですけれども、こういった問題もあります。

それから3つ目が地域コミュニティへの参加制度、これもどう考えるかということですが、論点としてあげておきたいと思えます。個人・諸団体および連合組織は自由に活動・協働する、というのが大原則として、さらにこの地域拠点というものをどういうふうに考えていくのかですね。各種いろんなアンケートをとっていきますと住民の方々が考える地域拠点というのは、学校、公民館、集会所、福祉施設、各種支援センター、寺とか神社、商店街、こういったものがあるのです。こういう拠点というものをコミュニティ政策としてどういうふうに考えていくのか、それらを逆に言うかどうかというふうにつないでいくことができるのかどうかということが問われていますし、市民活動センターの集約媒介機能というものも改めてこれからの分野の中で捉え直すべきかもしれません。

その次に地域全体における合意形成のための小学校区を単位とした住民自治組織という、これもひとつの論点ですが、これもぜひこれから考えなくてはいけないこととしては、簡単に整理しますと今ふたつの流れがあるのです。ひとつは地域コミュニティに諮問機関をつくる、これはつまり市政の諮問機関をつくるという流れです。これは地域自治区とか地域協議会というような考え方です。最近この流れで注目されているのが、例えば新潟の上越とか三重の伊賀市ですね。といったものが今注目されていて実は先週私上越市

に視察に行ってきました。この地域自治区とそれから地域協議会の実態をいろいろ拝見してきましたけれども、これは要するに諮問機関です。あそこは合併の分脈もあって最初は旧上越市とそれ以外の町村、13町村があってそれが合併したのです。その最初の合併の段階では旧町村13に地域自治区をおくと、そのあと昨年旧上越市に今度15に区分される地域自治区を設けて今合計28区でこの制度は営まれている、各地区に地域協議会というものがあって、その地域協議会の委員さんがだいたい12か14人くらいおいでになる。それはそれぞれの区単位で選挙で選ばれます。それは選挙になるのは定員を超えた場合です。だけど今実際定員に応募する方があまりなくて、定員に至っていない。例えば定員14だったら10くらい応募があってそしたら4人は市長が任命するというふうな形でいく分与をしているようですけれども、これはどういうふうに制度分与されているのかというと、その地域に非常に関係することがらとかいうことについては市は必ず地域協議会に諮問しなければならない、意見を聞かなければならない、こういう形でそのコミュニティから意見を吸い上げる、あるいは地域協議会が自主的に議論したことを今度提案すると、そういうふうな形で使うと。これが地域自治区とか地域協議会のようなそういう諮問的要素が非常に強いひとつのコミュニティ形成のあり方です。

もう1つは今度は小学校区単位で地域まちづくり協議会をつくるという流れです。私も深くコメントをしている佐倉市でも今まさにこういう単位でのまちづくりというものを行われているわけですが、これは小学校区単位でいろんな地域主体、地域団体が関係者が集まることによって、ひとつのまちづくり協議会というものを作ると、そこではいろいろな関係者が入っているわけですから、いろいろな地域課題がみえてくる、その地域課題を吸い上げるような場としてそういう協議会のようなものを生かしていく、そしてさらにそれをもっと理想的に展開させるとするならば、その地域で集約したものを市のほうに提供したり。佐倉市で今やっているのはその団体単位でいろんな計画をして、提案することによって一定の補助を与えるというそういう市民提案型の補助制度と絡めながらやっているような部分もありますけれども、そういうこともできると。も

っとすすめば地区計画です。それもそういった単位でたてるということもあります。ですからそういう小学校区単位でいろんな人が関わるような場というものをつくって、ある程度運営委員会のようなものもつくる必要が出てくるでしょうけれども、そういった場というものをつくることによってその小学校区単位ですね、小さなコミュニティの中でことをすすめていくというやり方もあります。これは諮問的というよりも市民の自主組織です。だから自治会とかそういうNPOとかいろんな主体が集まって自分たちの地域のことは自分たちで担っていきこうとそういうひとつの組織として注目されているのがあります。

こういう2つの可能性がありますがけれども、その辺をどういうふうに考えていくのかということもあるかと思えます。いずれにしてもこういう住民自治組織には一定の権限委譲とかあるいはある程度の裁量というものを持ちうるような制度設計をしないと、この制度運用というのは失敗するということですね。つまり考え方としては権限を委ねてもそんなところで議論したり、合意形成するのは無理だという意見も一方ではあります。だからそれはやっぱり無理があるという意見もありますし、また別な意見としてはどんどん意見を出してもらって、つまりある程度裁量をもって自分たちで決めて、自分たちで事業をしていくというそういうある程度の幅のある、これを委ねてもらわないと要するにやる気が出てこない、非常に限られた範囲の中で動いてくださいといっても、所詮その程度でしょうというふうになってしまうともう途端に参加する人が減ってしまう。だからやりがいのあるようなある程度幅をもたせられるかどうかということがひとつ問われているというそういう意見もあります。ですのでそれに皆さんがどうお考えになるかです。そういった論点があります。それからあとはどっちのタイプの地域コミュニティあとは住民自治組織のあり方にせよ、既存のいろんな団体とのつながりです。上越市で欠けていると思ったのは議論する部分と実行する部分が完全に分断されていると。だからこれはちょっと制度設計上難があるなという直接は申し上げませんでしたけれども、感想としてはそういうふうにもちました。ですからそこもつなぐ部分ですね。これをやっぱりある程度制度設計しないとこう言ったものを

つくっても機能しないということが起こりえますので、そういう審議する部分あるいは決定する部分、計画事業を自主実行していく部分というものをどういうふうに考えるのかという論点があります。以上が3つ目です。

最後、4つ目がこれはいわゆる一般的な市民参加条例に盛り込まれているポイントです。皆さんもある程度のことは御存知かと思えますけれども、ざっとあげておきました。これは各計画政策事業の推進にあたって制度化すべき参加手法ということです。これは条例上そこにあげてあるようなものがいろいろあって、手法として今注目されているのがそこにあげてあるものです。アンケート、意識調査、市長への手紙、というのはどこでも行われていますがそれ以外に公聴会、シンポジウム、フォーラム、ワークショップ、パブリックコメント、タウンミーティングそれから審議会、懇話会それから今申し上げた住民自治組織それから無作為抽出の市民会議、非常にヨーロッパで今盛んなのです。これは賛否両論あるのです。ですけれどもつまりどう意味で賛否両論あるかといいますと、そういう特定の組織をつくっていくというふうになると、その組織が特定の人たちで占められてしまうと。特定の意向をもった人たちに例えば牛耳られてしまうとほかの意見がなかなかこう吸い上げられないと。こういう問題もありますね。ですからそれを回避するために無作為抽出、日本でいえば裁判員制度のようなイメージです。ああいう形で知らないときに手紙が送られてきて、いついつこういう審議会やるから参加してくださいというふうなそういう形で意見を吸い上げていくと、議論を設定していくというやり方もあります。日本ではまだまだ少ないですけれども、今注目されているひとつの手法です。それからオンブズパーソン制度、外部評価、外部評価も市民参加型でやっていくという動きが今出ています。こういった手法があります。それからその制度的保障ですけれども、こういういろんな参加の手法をどうやってそのプロセスの中に制度的に組み込んでいくのかということがポイントです。今申し上げているように問題発見から事業評価に至るまでこういうそれぞれの段階で、今申し上げたのはいろんな手法というものをどういうふうに組み込んでいけるかどうかというのがトータルな制度設計に非常に重要になってくるとい

うことです。

その次に変わります。複数の手法の採用を義務化する、ここもどう考えるかです。例えば計画・立案という段階に市民参加を募るときに例えばその条例にこういった手法全部あげておくのです。そしてこの中から行政は、少なくともふたつの手法とか3つの手法を用いて市民参加を諮らなければならないというふうに例えば条例に書くとするならばですね。制度的に保障され、ひとつひとつの事業が展開されていくときにいろんな形で市民の声を反映させることができる、こういうポイントがあります。それから地域の課題解決に必要な複数課の関与と政策調整の体制構築。この辺は少し事務局とかあるいは庁内との意見交換が必要になってくるかと思えます。市民がこういっても実際行政の手続きを行っている方々が今現在どういうプロセスですすめているのか、いうことを無視して議論を組み立てていくということもなかなか難しいことですから、それを踏まえた上でどういう連携の可能性がありうるのかなど、この辺も制度設計の問題としてあります。市民参加を推進する専門部署の庁内への設置という、例えばコミュニティ課というものをそういう専属の部署にしていくという一案もあるかもしれませんが、あるいはいろんな課をつなぎうるようなそういう媒介的な役割というものが果たせるのか、あるいはそういう部署が操作が必要なのかどうかということも含めてひとつの論点としてあげられるかと思えます。それからこれは先ほど言ったとおりですけれども、当該地域に深く関わる案件については住民自治組織に諮問しなければならない、というこういう制度が必要なのかどうかです。つまりこれはいろんな手法を通じて声を吸い上げるということもできますけれども、この自治組織に諮問するというのはやっぱりその小さな単位で議論していただける、顔を見合わせる範囲で今市でこういうことをやっているらしいと、われわれの地域にこういう影響がありそうだと。皆さんどういうふうに考えるかというふうな形で議論を組み立てて、回答していくとそういうイメージです。応答的な関係というものもその中で考えなければならない、それから市民参加を組み込んだ外部評価機関の設置、これもいろんな制度設計がありますけれども、そういう外部評価委員会みたいなものをつくって、公募でかなり市民の方に

入っていただくことによって評価プロセスの中にその委員会として組み込んでしまうという発想です。

最近では事業仕分けなんていうものがはやりで、いろんなことをやっているけれども、一長一短のところもありますけれども、それをやっぱり常設化していくということです。ただ聞きたいときだけ聞くという話ではなくて、常に事業評価に市民も関与する、これは評価まで市民が関わるのはどうかという異論も結構出ているところですが、私はこれはやっぱり盛り込むべきだというふうに思っています。

それからその次の点が市民の提案、政策提案の公共化と具体化、これも基本条例第14条にもうすでに盛り込まれていることですが、この制度設計それは市民提案というものも個人単位、それから団体単位、それからさっき言った住民自治組織単位、いろんな単位でその政策提案というものがなされてしかるべきだと思うのですね。それからそれをどう制度的に整えることが1番いろんな政策というものを受け止められる、そして同時に出していただいた提案というものを庁内で今度どうやって揉むのか、ありがちなパターンは提案してもらったけれども今度検討しておきますで、だいたい先送りされてしまうというパターンが少なくない。だから庁内ではその提案されたものをどういうふうに検討するのか、関係するかはどうやって投げて検討してもらって、それをまた戻して、それをまたさらに住民に返していくのか、こういう応答的な関係というものをちゃんと制度設計しないと絵に描いた餅になってしまいますのでこういったことです。それからそこに市民提案事業への支援事業ということを書きおきましたけれども、今まさにまちづくり協議会の検討がなされているということですが、そういう団体で提案してもらったことに対して一定の補助をしていく、佐倉市なんかもまちづくり協議会を立ち上げる時には市民提案に対する補助ということと、抱き合わせで立ち上げたのですね。ただこういう組織つくりましょうといってもなかなかモチベーションがあがらない、といったときに計画を自分たちで立てて提案して、評価されたものに対してはある意味での援助をしていくというふうな形で立ち上げの段階でこれを抱き合わせにしてしまうというやり方もあり

ます。これもどうするか。支援体制のことも条例の中に組み込むべきなのかどうか、この辺も論点にはなってくると思います。

それからあと2つですけれども、ひとつは協働事業の拡大というもので、この辺はさっき言った外部評価との関係にもなりますし、それから先ほど小さな単位における協議会という話を申し上げましたけれども、それらを今度つなぐような市民委員会みたいなものが必要なのかどうかという論点もあります。

それからいちばん最後ですけれども、職員の地域コミュニティへの参加と、これも参加条例に盛り込んでいいのではないかというふうに個人的には思っていますけれども、組織および職員の能力開発というのが26条に今うたわられていますけれども、ひとつは地域担当職員制度という考え方があります。これもまた賛否両論あるところではありますが、これもどうなるかということもあります。もうひとつは職員研修の中に地域への参加というものを盛り込んでしまうと、現場を見ていただかないと、やっぱり職員の方が理解いただけないですからこれも制度化してしまうという考え方もあります。ですからやや駆け足で申し上げましたけれども、一応皆さんから出された今不足しているということそういうことを踏まえた上で市民参加条例として検討すべき論点ということを考えさせていただきました。ここの論点を今後検討していくと同時にこれについてはこういう制度設計が必要だよ、こういう手続き、仕組みが必要だよ、ということいろいろ出てくるでしょうから、そのほうも徐々に固めていくというのが今後の委員会のすすめ方としてはいいのかなというふうには思っています。ここで出した論点を踏まえてこれらを全部入れたほうがいいのか、それともこれは今回やっぱりまだ、入れないほうがいいのか、いろいろあると思います。それも含めて検討していくことがいいかと思しますので、とりあえず検討すべき論点ということで交通整理をさせていただいた次第です。私からは以上です。

(委員長)

ありがとうございました。皆さんにいただいた宿題から、こういう論点整理までしていただきました。大変わかりやすく何か方向が見えるような形になったのかと思いますが、今の先生のお話につい

て、宿題で皆さん答えていただいたのですけれども、何か。

(C 委員)

せっかくこんなものをつくっていただいて、こういうことを言うのは大変失礼だと思うのですけれども、私は立法事実初めて聞いた言葉なのでちょっと調べたのですけれども、先ほどおっしゃったように何か一般的事実というようなことらしいのですけれども、そうすると立法事実の確定という作業をやるんだとか書いてあるのです。そうするとこれは出てきたままなのでこれは本当に今ちょっと出された方に失礼ですが、本当に正しいのか、正しくないのかというそういう確定作業をするのか、しないのかというものがひとつあります。

それとこの10人だけでこの市民参加が不足している一般的事実が本当につかまるのか、つかまらないのか。場合によっては少し広げていろんな人のヒアリングをする必要があるのではないかと。

それとこれの中身ちょっとこのあと細かく議論になると思うのですけれども、確かにこういう面もあるのです。これがゼロ百の関係ではなくて例えば50パーセントは実現されているけれども、というようなものもあるのかな、そういうところをどう考慮するのかなと。とりあえずその3つちょっとこれを事前にいただいて疑問に思ったことです。

(関谷先生)

立法事実の確定というのは具体的な条例をつくる時の特に個別条例をつくる時に、慎重にやるべきところなのです。例えば自転車放置条例をどうするかとかポイ捨て条例をどうするかとかそういう個別条例を考えるときに、では、ポイ捨てだったらポイ捨ての実態はどのくらいあるのかと、いうことで客観的なデータをとったりとかいうことをして、条例をつくっていくということが一般的なやり方ですけれども、参加条例についてはその確定はすごく難しいと思います。ただ先ほどおっしゃったようにゼロなのか、50なのか、100なのかといういろんな状況がありますから、ある人はすごく市民参加盛んではないかというふうにおっしゃる方もいれば、

全くできてないではないか、だからこれは確定するというふうな形で考えるよりも、とにかくいろんな状況にあるという中で、こういう部分ありますよね、というものを確認しながらこの条例に盛り込むべきことを考えていくと。だから一般的な個別条例をつくるのとは少しその辺は変えてやってもいいのかなというふうに思います。

(C 委員)

ちょっと広げるというのはどうですか。

(委員長)

それはこの委員会でそのことを今後検討していくと。今委員会でやっていることについてある程度まとまる段階で、パブリックコメントなんかあるいはタウンミーティングなのかそういったようなことを、参加条例つくるわれわれがこの場だけで何かを決まるということではなくて、それをまさにたくさんの中の参加を募っていく、そこをどうするかというのは今後の議論として考えております。

(C 委員)

2 項目目の地域課題というのはどの範囲を示すのかなというのがちょっとあって、このペーパーの中でいくと地域課題というのは小学校単位とか自治会単位とか狭い範囲の地域課題をおっしゃってるのかなというふうにとらえたのです。もっと市民参加は全種的な課題に参加するというのは行政ポストの参加のところで含まれると考えるのか、それとも項目だけをまた別にすべきなのかそこら辺はどうですか。

(関谷先生)

とりあえず両方あるべきだと思うのです。非常に小さな範囲、生活圏でみえてくる課題とそれから全市的に考えるべき課題、当然両方あります。それぞれをやっぱり考える場というものが必要でしょうから、だからそれは例えば小さな単位で生活圏の問題と全市的な問題の両方を交通整理しながらとらえていくということもできるでしょうし、そういう場というものを地域単位や全市単位でそれぞれ

組み込んでいくということも出てきますし、住民で考えるべきこととそれから行政プロセスで考えることはまた違ってきますから、そこはもういろんな局面というふうに描き分けて、それぞれの部分で参加してこの課題というものを把握し、共有していくということを考えていけばいいのかなと。

(C 委員)

あんまり単純に考えていてもいろんなことがあるから、複線的に考えると。

(E 委員)

ちょっと質問なのですが、4枚目の最後かな、下のほうに協働事業の拡大というところで、既存の事業を協働の観点から一つ一つ見直す作業ありますね。こういったもう一方、今の行政でも民間でもやられていないけれども、全く新しい課題が見つかったという視点もあります。これも一緒に考えておいたほうがここでいいのかどうかわかりませんが、いいのかなというふうに意見なのですが。私たちも実際、まちでやっていてすごく感じるのです。新しいもの結構あるのではないかというのがね。だけど行政は取り上げてくれてはいないし、民間どこもやっていないと。だから住民自ら発意しなければいけないのかなというのがあります。

(関谷先生)

その新しいという部分は見直していく中でここに全然これは……

(E 委員)

ないから。なるほどね。そういうことでいっているのね。それからもうひとつその上の市民の政策提案の公共化と具体化というところの地域団体や市民団体からの政策提案を審査、反映させる制度、そのあとに住民自治組織からの政策提案を取り組む制度というものがあるのですが、この中にこの制度の中に当然そのことは入っているのだらうと思うのですが、この制度の中取り上げるのかどうなのかというのがかなり重要だと思うのです。行政だけにお任せ

しとくわけにはいかない。そこに市民が入って初めての市民参加であり、協働になるのではないかというところがちょっと言葉の中に入っているかと思うのですが、あえて入れておいたほうがいいのかなという気がしますので、その辺どうなのでしょう。

(関谷先生)

本当は協働事業の拡大の3つ目のところに市民委員会の設置ということを書きましたよね、別に名称はなんでもいいのですが、市民が入る形ですね、その審査、判断していくという部分があったほうがいいというのはおっしゃるとおりです。

(E委員)

そういうのがないと財政難のときからやっぱり行政ではちょっと頭から無理があるということもありうるでしょうし、だけどもほかの事業はやめてでもこちらを優先すべきではないかというようなことだってあると思うのです。現に今私たち感じていることあるのですよね。ですからそういうような気がしますので、ありとあらゆる局面で行政にとってはちょっと疎ましいかもしれないけれども、市民に参加させていただきたいというような気がするのですけれども。

(関谷先生)

ですからそういうものもいろんな制度設計が考えられて、ひとつはそういう全市を見渡せるようなそういう委員会等を設置して、出てきたものについてもトータルにその場で判断するというやり方もありますし、あとは審議会で各分野でそれぞれありますよね。その延長でそれぞれの分野でいろんな事業を計画をすすめている中でその提案というものを個別に受けてもらう、その事業と照らし合わせながら事業見直しに結びつけるのか、新規事業につなげていくのかというふうな具体的な局面とのやり方もあります。ここは両方。

(C委員)

その点は補完性の原理の考え方で結局自分たち近いところで、自分たちの判断で市民目線で判断してやっていくような仕組みをつく

れば。それともうひとつはおっしゃったように上のレベルというか全市レベルでもそういう市民目線の考え方を反映できる仕組みとか制度をつくれればいいのではないかと思いますけれども。補完性の原理で自分たちでできるところは自分たちの判断で行政を関係ないという怒られてしまいますけれども、自分たちが責任もってやると。そういうふうにもっていけばいいのではないかと私は思っています。

(E 委員)

ありがとうございます。

(C 委員)

もうひとつ、二元代表制ということになると、行政だけにものをいうのか、議会を通してものをいう市民参加も考えるべきか、考えるべきではないのかと私今迷っているのです。そこら辺もどう考えているのか。二元代表制とは現在の仕組みを重視するのであればそっちも考えないといけないのかなというふうに思うのですけれどもね。

(関谷先生)

当然両方必要だと思います。当然両方の代表者を選んでいるわけですから両方に市民が参加していくというのは当然です。ただ議会への参加というものがやっぱりまだまだちょっと遅れているところもあって、本当はその政治参加の部分どうするかというのもあると思いますけれども、ただ気をつけなければいけないのは行政参加と政治参加それから地域参加というものがすごく融合してくる部分があって、これが下手をすると地域参加とか市民活動というものに政治的な色合いが入ってくると。ここはやっぱり明確に分けていかないとすごく議論が混乱する。ですから全部まとめて参加がいいのだとおっしゃる方もいるのですけれども、そこはすごく慎重でなければならぬかなというふうには思います。ですから今回行政プロセスへの参加ということとコミュニティの問題に触れていますけれども、当然政治の問題もあるわけですし、だからコミュニティという部分を政治というものと連動させたほうがいいのかどうかとい

うと私もそこはちょっと慎重なのです。つまりコミュニティが政治で全ておおわれてしまうというのは逆に危険だと思います。政治と接点をなくしてはいけないとは思いますが、ただそこを気をつけるためにもコミュニティはコミュニティとして自立していく、その上でももちろん政治への影響というのは当然与えうるわけですが、そこは一応分けて考えておこうかなという考えです。

(J 委員)

私も二元代表制の問題の中で、特に行政プロセスの参加手法のところ、市民参加というものを考えていくともうちょっと違う私なりの表現でいくと、その市議会議員の人たちが日常の中で、例えば自治会にも非常に接点を求めてきていますし、われわれの自治会に対していろいろ意見を聞いてくると、たいてい行政上の問題で何か不足していることありませんか、不満とかありませんかとかわかりやすく言えばですね、そういうアプローチがあるわけです。そういったものを今われわれ自身が現実にこういった問題提起しよう自分たちが参加しようという問題、そうするとなんとなく競合してフィールドが同じになっていくのではないかと。そういうふうを考えていくと非常に踏み込んだ言い方をすると現在の市議会議員の人数の問題とかそういった問題なんか、どっかでやっぱり意識しないといけないなど。そういったことに対しては、われわれ市民として考えていくひとつの方向性とかあるのかどうか。ちょっと今これ言いすぎかもしれませんが。この場での論議はやるべきことではないのかもしれませんが、どうもその辺のところ非常に感じる部分が大きいのですけれどもね。それをうまく整理してここでもって考えていくとなると、なかなか厳しいなというものがあるのですけれどもね。少なくとも論議観点の中でそういうことは出し合っているものかどうか。

(関谷先生)

議論の過程においては当然オーバーラップしてくるところもいろいろあるでしょうから、議論の中ではいろんな議論があってもいいと思います。ただ怖いのはコミュニティがなにかひとつの考え方、

ひとつの立場とかに固まっていってしまうということで、それは結局政治によって利用されるという側面が出てきてしまう、これが一番怖いのです。コミュニティと考えると。

(D 委員)

議会をとというよりも先生おっしゃったような議員に政治的に利用されるというのは、議会の市民参加というのはちょっと別に考えるというか、議会というのもやっぱり地域課題とかいわゆる生活課題を解決する場ですよね。代弁する場ですからそこに市民が議会に二元代表制の中でお任せで白紙委任しているわけではないですから、そこにやっぱりどうやって議会へ別の形の今議員に代弁して参加してもらってるのではなくて、われわれが議会に対してどこまで直接参加ができるかという部分はやっぱり考えていったほうがいいのではないかと思うのですね。それが政治的に利用されるというのは、それは議員が利用するというふうな形ですから、ちょっとそこではない部分への市民参加というものは私はあったほうが良いと思うのです。ただし流山の場合自治基本条例の中でも議会への市民参加という部分は議会基本条例で書くからそちらは触れないでほしいというような形でわりと整理されて、行政基本条例的な部分はかなり色合いが濃くなっているのはこの自治基本条例そうなのですけれども、ただもう少し市民参加といったときに行政と議会というのはやっぱり議会も議論して踏み込むかどうか別としてもっとそこはお任せであってはいはずはないわけです。今までの二元代表制で行政にも反映、参加すると。こっちの二元代表制こっちの議会にはもう議員にお任せというのとはちょっと違うのではないかなと思いますけれども。

(関谷先生)

議会への市民参加ということは当然あるべきものだと思うのです。結局は制度設計をどうするかということだと思います。それは行政にいうべきことと、議会にいうべきことが違う場合もあるかもしれませんが、両者当然緊張関係の中であるわけですからね。ですから私がよく議員さんに申し上げるのは、私たちは民意を反映している

というようにおっしゃるのですね。反映される民意なんかはじめから決まっていないですよと、だからこそ議員さんは地域に出て行って今この市ではこういうことが全市的な問題となっているのですというそういう情報を発信してくださいと。そしてその中で世論を要するに喚起していくのが議員さんの第一義的にやることだと。だからそういうプロセス、先ほどおっしゃったようにそういう議論プロセスは行政との関係でいうとオーバーラップしている、そういう議論空間はひらかれている、だけどさっき言ったような意味でも区別はもちろんしていくということだと思いますので、議論空間をそれぞれの柱で膨らませていくというのはおっしゃるとおり。

(C 委員)

私も当然議論はするべきだと思います。この市民参加の目的、本来の目的はよいまちづくりをするために市民がどう関わっていくか、制度設計とか条例をつくることであって、だから行政に参加するのも議会に参加するのもわれわれがよいまちづくりをするひとつの手段として考えていけば、私は全然こだわる必要はないのかなと思いますけれども。

(関谷先生)

1番大事なものは地域コミュニティがやっぱり自立しているということなのですよね。自立した上ででは、もちろんいろんなルートを通じてですね、行政にどういうふうに参加していくのか、どういうふう意見を反映させていくのか、政治に対してどういう参加をしていくのか、意見を反映させていくのか、いずれにしてもこの自立していないと結局は使われてしまったり、ひとつの方向に結局凝り固まってしまったりということが常に生じますので、だからこそ地域コミュニティの自立性ということをどれだけ担保できるような環境を整えられるかというそのためにその小学校区単位の話があったりとかいろんなものをしているわけで、要するに個人とか個々の団体ということのみをしているだけではやっぱり回収されてしまう、ひとつの方向に流れていってしまう、ひとつのものに塗り固められてしまう可能性が常に残されるので、だからこそ自立できる領域というも

のをどれだけ領域というか環境を整えるのか、それがしっかりしていれば逆に色んな議論はあり得るわけ…

(C 委員)

自立というのは、先生のあれだと立つと書いてあるのだけれども、律という自律もありますよね。どっちかな。私なんか律するほうの自律がちょっとレベルが高いといたらおかしいのだけれども、ちょっと上のレベルかなと思ったりして、自律、自分で律していれば民主性とか情報交換の透明性とか、地域コミュニティに絶対民主性とか透明性とか捉えられると私は思っているのです。どっちかというところの律するほうのいいかなと。

(関谷先生)

そのイメージですとまずは例えば行政依存ですね。そういうものから自立するから立つ、その立った上でどう律していくのかという話につながっていくということです。

(E 委員)

ちょっとひとつ教えていただきたいのですが、1番最初のほうに流山市において市民参加が不足している状況というものがいくつかあるのですよね。これかなりの部分大きなんでこうなのかとってつきつめていくとやっぱりPR不足というか、広報不足というか、設定不足というか、要するにこちら側からはそういうことがほとんど発信していないと。発信しているのだけれども、発信が弱いか下手なのか、そういうことを市民参加条例の中に何か文言を考えてやるべきだみたいな、PR、広報はこうしなければいけないとかそういうたぐいのようなことは入れたらおかしいのでしょうか。

(関谷先生)

いや、全然おかしくはないです。それは行政から発する情報と住民から発する情報両方ありうる、しかもなかなかPRの問題もそうなのですけれども、情報とは発信する側と受け取る側があるわけで

すよね。ここはマッチしておかないと情報は宙に浮いてしまう、だから盛り込むとするならば発信する体制をどうするか、と同時に受信する体制をどうするかということも合わせて考える必要があるわけですね。

(D 委員)

その受信する体制というのは住民の受け手側の体制ですか。例えば広報だと個人がみますよね。

(関谷先生)

さっき言ったいろんな地域組織の単位をどうするかということにも関わりますし、どういう単位で受け止めるか、しかもその地域住民は自治会にも属している、NPOにも属している、こういう小学単位のまちづくりにも属している、とするならばいろんな単位で情報受け止めることができるのかそういう、だから回覧板もひとつのツールですけれども、行政がどこに情報を発信するのかというと個人をターゲットとした場合にはそういう地縁関係、NPOとか協議会とかいろんなものをターゲットとして情報を発信していくと結局受け手の部分でそういう体制が整っていれば、そこに通じて同じ情報を得る、回覧板では得なかった情報がこっちの場合だったら得られるということです。それはもう複数ないと情報なんてものは受け止められない、この情報はここだけに流しておけばいいなんていうふうにやっていると、全くだめです。ですから……

(委員長)

普通10人いれば何か提案すると1人か2人はもう真っ先に飛びついてくる、1人2人は必ず反対すると。間の6人があれだということ、これは結構いろんなところに通用するのですけれども、情報を発信したときに広報であれ議会であれ情報を発信したときにも同じような関係が出るのです。その中の6人、7人の人たちがその情報をとろうとするかということと基本的に関心がないから、もう素通りするのですよ。そこも関心をどうつくるかということが、これが行政がやるべきことなのか、いわゆる地域でやることなのか、あ

るいはそこが共同してやることなのか、そこら辺はまだどこも取り組みされていないのです。でもそのところをやっていないと市民参加は解決しないのではないかということなのです。ですからそういう可能性をぜひこの委員会で皆で意見出し合っていきたいなと思っております。

それで先生ありがとうございました。それでこの論点整理いただいたのですけれども、これは今の段階では先生の事案というかこういうことで整理してみたということなのです。では、ほかにわれわれとして材料をもっているかということ、ない。しかも片一方では7月という時間的なこともあります。私はぜひこの先生から出しいただいた論点をこれをこの場をたたき台ということで、とりあげるようにしたいと思います。正式にこれをそういう形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

では、次に提案なのですがこれは先生からもアドバイスいただいているのですけれども、この4つの論点整理これは最初には最初の位置であるいは皆さんからいただいた宿題を状況として整理したもの、そして今後の論点としてはこの2にあります市民参加条例をめぐる基本的論点ということで、1、2、3、4ありますけれども、この中で参加条例検討委員会として1番今もう早急に取り組まなければいけないのは、この3番目の地域コミュニティの再構築と地域参加、それと4番目の行政プロセスへの参加手法と制度的保障、このふたつを取り上げていく、その話がすすむ中で実は市民参加の委員とか地域課題が基本となる具体的な環境といったものはそれぞれその意見が出てきて、そしてそれをまた並行して整理していくという形になるかと思えます。提案といいますのはこれを皆さんこの10人でこの基本的論点ひとつずつやっていきますと、これは時間的にも非常に厳しいということでふたつのチームに分かれて、3を議論するチーム、4を議論するチームというふたつに分かれて今後場をもっていきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

(C 委員)

その前に、さっき言った議会参加とか付け加えていいのですね。この先生のまとめた大項目以外に議会参加の問題とか。

(委員長)

いや、ですからそういったものもこの中に議論する中で、入れていくということです。

(C 委員)

項目が違うと思うのですが、違いますか。

(委員長)

それはそういう場を、これを議論する中でそういう新たな視点といますか、提案があればそういう提案を受ける場をつくっていきます。これはそういう分科会ばかりでやるのではなくて、月に1回皆さんでやる場というものは今後も継続してもちます。

(C 委員)

私が言っているのは、全体の要するに大項目として議会参加とかをあらかじめ付け加えていただいたほうがいいのではないかと思います。だからそれは普通に議論しなくても、項目としてあげてあとで議論する項目、優先順位は低いかわかりませんよ。そういう大きな分野を少し一応もれなく出しておいたほうがいいのではないかと今、言ったのですけれども。必要ないと思われたら取り下げますけれども。

(委員長)

今のCさんからの提案で御意見ありますか。

(J 委員)

今ここでそれは結論出さなくても。今委員長がさきにいわれた今後の具体的な今早急に差し迫っている時間的な問題も含めて、チームをふたつに分けるといふそういう思惑が今感じられましたので、それを先決してやっていく中で今Cさんの言われた議会に関する問題というものも当然、この10人の中で出てくるということでそれはそれで保留しといてよろしいのではないかと思いますけれども。

(委員長)

分科会の中からこれは分科会ではなくて、委員会全体で話し合うべきだという問題が出てくればそれはその都度、受けていきたいと思います。

(D 委員)

そういう問題は全体でやっぱり話しながらすすめていってということで、あんまり常に分科会ばかりだとやっぱり連携とか同じオーバーラップする問題というものがいっぱいあると思うので、だいたいワークショップやって全体会やってというふうな形にはなっていくのでしょうか。それこそ情報の共有が必要だと思うのですが。

(委員長)

だから月々1回のこの委員会は今後も続けます。そしてあと分科会で中身をみながらそれは何回やっていこうとか、それはもう分科会の皆さんで話し合ってやっていただくというような、とりあえずは座長を決めていただいてそしてすすめていただくという形で考えておりますけれども。

(C 委員)

それともうひとつ、1番の不足している状況の補足はしないのですか。これはこのままでとめてしまうのですか。

(委員長)

いいえ、これは止めるということではなくて、これはこっちのとかく3、4のこちらの議論をすすめていく上で。まずこれをとにかくやってみませんか。

(D 委員)

たぶんその中でその不足している部分もまた出てくるわけですから、もうあくまでもこれをたたき台としてその整理もするその中でどんどん突っ込んでいけばいいのではないですか。

(H 委員)

3と4でグループになってやるというのは、すごく賛成なのですがけれども、それをやっていく中で解決するというのもすごくわかるのですけれども、この1ページ目の①のところに参加することによって何がどう変わるのかとか、そういった全部の問題の根底にあるような問題が皆さんはわかっているのかわからないのですが、自分はちょっとわからなくてそれを例えばコミュニティを増やすとか、コミュニケーションをする場を設けるとかそういう問題解決の手段を考える上でそれを知らないで、市民に発信する立場としてどういうふうな解決方法をとればいいのかわからないので、もしすぐ出るようであればちょっと教えてほしいのですけれども。もし市民参加、市政に参加することによってどう変わるのかとかがわからないとちょっと自分は考えにくいので、知っていることわかりますか。

(G 委員)

そちらの前の自治条例のことをしっかり知っていらしたり、実際今現在参加していらっしゃる方にとってはとても今話している議論というのはわかるのですけれども、私たちのほうから聞いていますと本当にちょっとわからないことがすごく多いのですよ。この今言われた1番最初のところのどういうふうなことになるのかということが、そもそもそれすらわかっていない部分というものがすごくあるので、やっぱりすごく難しいところがあるので分科会なさるときにまずこういうことがありますというような、彼が言ったように参加する、どうやって参加してもらおうところでどういうあれになっていきますという方向に向けていたいということがもうちょっと目に見えるほうが、教えていただけると。

(H 委員)

①だけちょっと把握したいなというのがちょっと気持的にあります。

(委員長)

わかりました。では、それにつきましては委員長、副委員長と一度場をもちましようか。皆さんで集まってということだとちょっと皆さんにも悪いですから。委員長、副委員長ということで、これをもう少しきちんと理解したいと。われわれも理解がまだ不足している部分が多々あると思いますが、わかっているレベルでのお話をいろいろさせていただいて、ということで。

(C 委員)

具体的に要するに現状では流山市はどういう市民参加があるかわからないということでしょう。

(E 委員)

市民参加するとどういうふうになるのかとか、そういう実質的な身近なことがどういうことが身近で起こるのか、変化するのか、みたいなことがわからないというのでしょうか。

(D 委員)

なんで市民参加なのかというところでしょう。

(H 委員)

必要性があるからですけれども。

(E 委員)

なんで今でもそんなに不便していないのに、なんで市民参加しなければいけないのかみたいな。

(H 委員)

それを知った上でのほうが改善策というものが……

(E 委員)

それはそうだよ。それは当然ですけれども。原点ですね。

(委員長)

でも、話してわれわれと話すとわかると思うのですけれども、意外に答えがないことがほとんど多いのです。それをつくるためにこの参加条例をつくってやっていこうということです。それぐらいにあんまり難しく考えなくても、とにかく場をもちましょう。そしてわかっていただくということで。

(E 委員)

私なんか市民参加とか協働するところなるよというのがちょっとわからないですよ。はっきり言ってね。たぶんこういうことになったらいいとか、そういうような感じですよ。かなりファジーなところがあるのではないですかね。

(関谷先生)

これ考えたときは常にこうあるべきだという異論はたぶん皆さんいろいろおありかと思いますが、その前に何か問題なのかということ、常に考えていかないと、ここで申し上げてなんで参加なのと。参加の意義をわかっている人はいいかもしれないけれども、なかなかそうではない、具体的にみえてこないということもあるでしょうから、いちばんいいのはここであがっているようなこと不足している状況を個別、具体的な事例を通じながら議論の中で確認していくというのがいちばんいいと思います。こういう局面でこれだということ、ここを問題にしよう、ここに参加ということが入ってくるとここで可能性が開かれてくるのだということ、個別、具体的な事例を通じてこれからの議論の中で確認していく。

(G 委員)

先ほど委員長がおっしゃった10発信したら、6の人がわからないと、まずそこをある程度意識したこういう参加条例というものをつくらないと、活動している人にとってはとてもわかりやすくても、普通に6の人のほうが多いわけです。市民も。やっぱりそこがもう少し参加してくれるような、やさしくわかる方法を考えていけばいいと。私さっきおっしゃった10発信して、6はわからない人とい

うそこの辺を意識していただきたいなという感じはします。

(I 委員)

それと同じようなことなのですからけれども、この3番と4番の話
をまず分けてすすめるといったのはこの地域コミュニティの再構築
と地域参加というところと、この3枚目の下のところの行政プロセ
スへの参加手法と制度保障、このふたつをまず議論するという話
だったのですけれども、僕も同じ先ほどもお話していただいている
田口さんとか、菅原さんと同じ意見でこの議論というのはそもそ
もどちらかという具体的な手段ですとか、方法というところが強
いイメージがなんとなくあるのですよね。ですのでまずその前に実
はこういう意味だ、市民参加とはそもそもなんなのだとか、誰に何
を言えばいいのかというようなところをという課題があるというの
を、もう少しそこをこの中でも共通の認識にした上でそういう課題
を解決するということで、では具体的な手法の3番、4番というと
ころに入っていかないとちょっとそこのはじめのこの1番ですとか
2番のところの認識が共有していなかったり、そこへの理解があい
まいだとなんかどうも違う方向に話がすすんでいってしまうのでは
ないかというような不安があったので、そのまず参加とは何かで
すとか参加するにはどうすればいいのかとか、どういう課題がある
というのももうちょっと議論したほうがいいのではないかなという
ふうに思います。

(E 委員)

それは先ほど委員長が言われた学校でいう補習ではないけれど、
そういう参加したいと思う人がちょっと特別な時間をつくっていた
だいて、委員長にはお手間ですが。やっていただければありがたい
です。

(C 委員)

というか、やっぱり先生のペーパーがあって、先生の説明を受け
ただけけれども、この中で1番について深く議論してませんよね。
だからやっぱり1回これをやってから3、4に行くほうが良いと私

は思いますけれども。そうするとまた皆でコラボレーションして新たな事実とかいろいろなことが出てくるから、恐らくこれの肉付けがかなりされるのではないかと思うのですよ。だから今の話を伺っていて、皆で議論してこういうのはこういうときに起こるのだということを知る人が説明してあげれば、いいから1回やっぱり次回はこの1番を1回揉んで、そのあとに3、4をやったほうがいいのではないですか。

(I 委員)

さっき言った具体的な事例なんかで、1番の部分誰に何を言えればいいかわからないというのは、かなり重要なことではないかなと思って、こういった具体的な問題は直接市役所に言えいいとか、こういった問題は自治会に言えいいとか、NPOさんに言えいいですとか、そういうような具体的な話の中で、では、実際にその中の地域コミュニティがどうやって活動したり、どういうふうな意見を出したらという3番とかに、互いにどうしても関係しあうところではあるとは思うのですけれども、その課題と結びつけながら具体的な手法の話というのをしていきたいなというふうに思います。

(D 委員)

例えば御自分が今生活していてそれが市政に対する問題なのか、地域に対する問題なのかわからないけど、例えば具体的に自分がなんかすごく問題をもっていると、プライベートな話は別です。なんかこう具体的な問題があると例えば高齢者の方だったらすごく1人暮らしで不安だとかという問題もありますよね。そういう問題があったときに、では、それはどういうふうに結びつけられればいいかということで、その場合は全然不安だ、不安だといっているけれども誰も助けてくれないというふうな問題があったときに、それは市政のほうだと例えば介護保険制度がありますよというような形で出てくるとか、自治会だと助け合いがありますとかこちらNPOだったら助け合いがありますというふうなそういう形になるので、できればそういう問題をできれば自分の中でそういう問題を具体的に若者の立場として今の立場として出してくださいと、それがこういうふう

な形で、でも参加されていないからそこは介護保険制度は絵に描いた餅になっている部分もあるしというふうな形になると思うのですよ。だからわりと具体的な自分の中の問題みたいなものを誰に何を言えばというこういうふうではなくて、市民参加が不足している状況ではなくて、自分が生活していく上でのたぶん市政に関するとか、地域に関するような具体的な問題というものがひとつひとつ投げかけてくださると、そこで市民参加がなぜ必要なのかそこが欠けているからそういう問題がひょっとして出てきているのかもしれないというふうにわりと自分の問題として、手繰り寄せられるのだと思うので。

(E 委員)

ちょっといいですか。今混乱している気がするんだけど、狼さんあちらからはこの1枚目のことについて、よくわからないと。こちら辺を私たちいろいろ教えてほしいというお話ですよ。狼さんは2枚目のこの市民参加条例をめぐる基本論点の1番と2番について、もう1回皆で議論したらいいのではないかとというふうに私は理解したのですけれども。

(C 委員)

違う、違う。私は1枚目について……

(E 委員)

ああ、はい、わかりました。

(D 委員)

そうするとその市民参加がなぜ必要なのかという部分のところの答えに、たどり着いていくのかなと自分に引き寄せて考えられていくというふうなものがあるので、具体的に例えば次回までにそれぞれプライベートな恋の悩みは別として、そういう問題点なにか自分が自分であるかなとか例えばお友達でもいいのですよ。この前の方はなんかこういろいろ問題があるのだけれども、どこにいったいい

かわからないという部分で、では、それはそこら辺からもうちょっと解決したらどういう問題だったからそこに結びつけられるというふうにそこら辺の道筋をたどっていくうちに、なぜ市民参加が必要なのかというのがわかってくるからというふうに。

(I 委員)

すごくわかるのですけれども、そもそもこの中でも何かあったと思うのですけれども、何が市民参加かわからないとか何が市政なのかがやっぱりわからない。僕なんかやっぱりそういう発想が今聞いていてあったのですけれども、老人が1人で身内もあまりいなくて困っているですとか、そういう発想もやっぱりなかったりもするので、そもそもがどういものが市民の参加が必要なのかとか、市が抱えている課題というものをそういう、ちょっと話が違ってきてしまうようなのですが。

(D 委員)

高齢者というのは私がたまたま簡単に出したもので、御自分の立場としての部分の問題として、例えば成人式の実行委員会したときの問題とかお友達の問題とか、自分の生活の中から生まれてくる問題でそれが別に市政であろうがなんであろうがそれはそこは分析しなくてもいいから、自分の抱えている今ちょっと感じている問題みたいなものが何かあればそこから結びつく問題が出てくるのかなと……

(H 委員)

言っていることはわかるのですけれども、全然何不自由なく生活できるので問題があまりわからない。

(副委員長)

私は、思いますのは市民参加とは何だと言われたときに、答えはひとつとびではないのですよ。だから市民参加とはこういうものだというふうに出してその前提にものごとを考えていくというアプローチはあまりこの場では適切ではないと、僕は思っているのですよ。

どう考えますか。だから例えばこの話論点整理1番の①、市民参加の意味がわからない、たぶんほとんどの人はわからない。わからないというか普通はどういうものかというのは、結局いろんなことに関して考えをすすめていく、その中でこういったところなのかなというのをここにいるメンバーもそうだし、ほかの一般市民の方もそうだと思うのだけれども、ゆくゆくは。その人なりの市民参加の意義というものを見つけ出していくという流れになっていくのかなと僕自身は把握しているのですけれども。だから実際問題として僕は副委員長なんていうお役目いただいています、市民参加とは何だと言われたって僕だってわからないと答えるのです。

市民参加は何かということのを要はわれわれとしては、この場を通じてずっと考えていくことになるだろうと。きっと最後の最後まで。そういった考え方をずっと持ちながらそういったことに対するヒントとしてみつけれられるのは、具体的にこのことに関してこういうふうにしてみたらどうか、という検討をこれからすすめていくことによってそのヒントは出てくるのではないのかなと僕は期待しています。その具体的なことというのはここにある地域コミュニティ再構築、もしくは行政プロセスの参加手法というこのふたつのテーマ、これを今回ここで取り上げていくということになるのかなと。僕自身の理解はそうなのです。だからそういった認識で考えるとちょっとこれまでの議論とは少し違ったものの見え方がしてこないかなと思うのです。

(J 委員)

ちょっといいですか。今私副委員長の話を聞いていて、私もうちょっと原点に戻ってほしいなと思ったのは、そもそもこの参加条例をつくらうというこの委員会そのものが設置されたのは何かといったら、自治基本条例の中で参加条例をつくりましょうということでそれで皆さん集まっているのではないかと思うのです。参加条例の中で1番わかりやすい表現でいっていることは何かというと、まちづくりということがひとつの大きなテーマに立っているのではないかと思ったのですよ。まちづくりということについていえば、そこに市民が参加してまちをつくりましょうよと、そのまちをつくりま

しょうよということについての市民参加というのはどれぐらいの価値があるのか、どんな内容なのか、どんなことなのかといたら、ほとんどの人がわかりません。例えば①の市民参加の意味がわからないといっているのであれば、ひとつの例としてまちづくりということの考え方、前提にたって、そのことがわからないということは市民の参加に対するイメージが乏しいとか、参加することによって何がどう変わるのかとかということがここに先生が今、きちんとまとめていただいたそのバックでこのことがそういうふうにいわれているのかということ、失礼な言い方だけれども、今わからないというふうに言われた、もう少し理解を深めたいという方々に対してこの根拠みたいなものを、ひとつひとつ列挙して差し上げたら少しは理解してもらえるのではないかと。それ以上の全体がわかりますという話はそれはまだこれから皆で論議していかなければならない、深みのあるものではないかなと思います。

(I 委員)

その1番のところでもふたつあると思うのですが、市民参加がわからないという部分と、ちょっと一緒にしてほしくないなといったのは先ほどCさんがおっしゃっていただいたものもあるのですが、市民参加がわからないという部分と、僕は別でこの議論をせずに3、4の具体的な手法の議論に入っていくのは危険ではないかと思っているのですよ。だからわからないとかというのではなくて、まずここで市民参加条例の中にもどういったことが市民参加みたいなものをもちろん入れていくと思うのですが、まずどういったものが市民参加というのか市民の人にわかりやすいように、まずここをやっぱりある程度あやふやな形で結論をはじめは出るかもしれないですが、やっぱりここを議論してその中で3、4というふうにはやらないと、どうもなんか前回の会議からこれでいきなりちょっと具体的なところに飛びすぎていて、まずやっぱりその理念というか方向性みたいなものが必要なのではないかなということ僕がちょっと言ったのですが、もちろんわからないというものはある……

(E 委員)

あの、ちょっと事務局に聞きたいのですけれども、今 I さんや H さんが言っておられるように原点みたいに、なぜ市民参加をしなくてはいけないのか、現に市民参加をやっている事業がありますよね。そういうようなことがペーパー 1、2 枚でわかるような資料というものがあれば、かなり彼らもよくわかるし、なぜ市民参加でなくてはいけないのという、私の理解ではかなりざっくりで大変申し訳ないのですけれども、やっぱり地方自治体すごく財政的に困っているからですよ。

(I 委員)

そうではなくて、市民参加がわからないというのではなくて……

(E 委員)

なぜやるのかというから。

(I 委員)

なぜやるのかというのは……

(E 委員)

わかっているのならいいですよ。わかっていないのであれば……

(副委員長)

僕に言わせると何が危険なのかわからない。あなたの言う。

(I 委員)

方向性をこの 1 番でこういう課題があるというふうに出てきているのに、この議論をしないでいきなりコミュニティですとかこういった話になるというのが、なんかどうなのかなと……

(E 委員)

それは別議論です。だけど H さんが言っているのは今何の支障も

ない市民生活をおくっているのに、なぜ市民参加なんていうものがあるのかと、そういうお話があるから、私がちょっと発言しているんで、市民参加とはなぜやるのかと。生活困っていないのだから。彼はそう言っているわけ。

(委員長)

一緒に参加しませんか。私があればいいのは、答えは市民参加というのは、人それぞれなわけです。

(I 委員)

市民参加という答えではなくて、ここを話す必要があるのではないかなと……

(D 委員)

だからHさんのおっしゃっていることとIさんのは違うのです。今Iさんがおっしゃっているのはやっぱりそのところをなぜ市民参加なのかその部分の共有認識をしっかりと深めてから、いきましようというそれをそのところを……

(I 委員)

だからそこが若干同じ内容はあるのですけれども、ここをもう一回ちゃんと話し合う時間が必要なのではないかなと僕は思うのです。それは必要ないということであれば、そうなるのですけれども。

(委員長)

必要ないというお話は必要だけれども、それは話の流れの中でそれが……

(I 委員)

3と4両方やりながらこっちもいけばということなのです。

(委員長)

という位置づけでいかないかという提案を……

(E 委員)

それは時間的な制約もあるからということでしょう。

(副委員長)

3 番目、4 番目のことに関する考え方のプロセスというのは、すなわちその 1 番のことをやっているのだとなるわけです。

(C 委員)

では、だいたい普通は目的とかそういうのはっきりして個別議論に入るわけです。

(D 委員)

全体会議としてその辺はもうちょっと話し込んだほうがいいのではないですか。

(C 委員)

折角出たペーパーを全然議論しないで素通りしていったのです。

(D 委員)

それで前回全く議事録だけは揉めていて、中身のところは入らないままに出して、自分たちのペーパーについてそこら辺を語りながら、深めながら次回という意味でちょっと私もその I さんの提案には賛成です。その中で H さんのおっしゃったような部分も少しずつ実感できるか、それは頭で考えるかは別としてそういう中で話とは別に市民参加が不足しているというような実態とかも、実感できたりそういうところの必要がモチベーションを高めていかなければ、そういう制度設計とかそこら辺の部分とかなかなかいかないと思います。

(委員長)

ここで今思いつきであれなのですが、I さん、H さん、G さん、そして D さんも参加していただけませんか。そこで話をしませんか。

(D 委員)

そういう問題とは違うのですよ。

(I 委員)

それは全然違う話なので、その会議のすすめ方として、まずこう
いった課題、基本的な課題 1、2 番を話を……

(E 委員)

やらなくてもいいのですかといっているのでしょうか。
人間を特定する問題ではないですよ。

(I 委員)

誰に何を言えばいいかわからないというところの誰は市民で、市
民であったり自治会であったりして何というのは、それは市役所
であったり自治会であったりというところで、では、これは自治会と
か N P O に関わりそうだからこっちのところでここについても話を
しようとかというふうに、どっちかといえは 3、4 は具体的なイメ
ージが僕はあるので、このまず課題とか不足しているというところ
を……

(C 委員)

まあ、とにかくまず現状認識をしっかりとするというのが前提だ
と思いますよ。

(D 委員)

それぞれがそれぞれの立場で出されているわけですから、その問
題についても少しだからそれがきちっとしたまとまりにならなくて
もいいと思うのです。たぶんもうお互いに言いつばなしだったり何
かしてその感じている問題を言いつばなしして、ああそうなんだとい
うことで共有しておいて、そこから分かれるということ私もそのプ
ロセスはそのステップは踏んだほうがいいかなと思います。今まで
そういう話は全然なかったのですよね。議事録ですずっと揉めてまし

たから。

(副委員長)

まあ、そうですね。だいぶ時間を無駄にしましたね。

(J 委員)

賛成なのですけれども、実際論議を始めるとこれすごく時間がかかります。だって①だけでひとつひとつに対して、皆さんいろんなこといいますから。必ず。

(D 委員)

でも、私それでそこで結論を出すのではなくて、そういうふうな形でそういうふうに思う。でもそれはそこを言いつばなしのところでこれは出したということ、まとめてまとめればこういうふうになったよといったところのその原点のところ、言いつばなしとか感じている部分を出して別にそこで結論は出さなくてもいいのではないですか。

(副委員長)

抽象的なものを考えるということは、得意ですか。

(I 委員)

得意、不得意ではなくて雰囲気とか方向性……

(副委員長)

その雰囲気とか方向性というのは、実はひとこと言葉でいうものすごく簡単な言葉なのだけれども、それに関して考えを深めるといのは実はものすごく複雑で、多種多様でものすごい量のプロセスというものを経るといことが出てくるのだということを、僕は感じているのですけれども。

(I 委員)

それはもちろん理解しているつもりです。

(副委員長)

それでものごとを出すとアプローチとして、限られた時間の中で
どういうふうにものごとを有効にすすめていけるのかなというのを、
考えたときにいろんな具体的な事例の中から共通している部分、そ
ういったところと浮かび上がらせることによって、そこから抽象的
な概念というものが導き出せるのかなというのが認識として僕は持
っているのです。そのアプローチをするにあたっては一足飛びに具
体的なところへ入ってしまっってはちょっと怖いなというふうな趣旨
の発言されてあったのかと思うのだけれども、あえてその具体的
なところを見た上でそこからその普遍的なものとか共通してもの
ごととして当てはまるようなものを導き出すという作業が、結局の
ところ必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

(D 委員)

だからそれをやるための市民としてそれで今は副委員長がおっし
ゃっているのは時間がなさすぎるからそれを飛ばしましょうとおっ
しゃっているのですか。

(副委員長)

そういう意味ではありません。

(D 委員)

では、それを必要……

(I 委員)

わかるのですけれども、でもそうするともう具体的に……

(C 委員)

常にそれに関して考えているのだと思います。われわれは。

(I 委員)

具体的にもうこの中の縛りでしか考えなくなってしまうのです。その話をあやふやでもしておかないと、学校とか公民館とか自治会とかを中心に考えようとなってしまうので、まずはこんなのもあるというものをやっておいて、では、その中でこういう自治会でできるのかとか、もしくは全く違うような組織をつくればできるのではないとかさっきあったような直接の無作為の市民会議とかで、こういうのができるのではないとかというものを、していかないと……

(委員長)

わかりますけれども、逆に言うとさっき先生のあれ失礼ですけど、たたき台といたのはこれはなってしまうということにしてほしくないのです。またそうしてはいけないのです。これをたたき台としてこれからどう広げるかという、それが各部会の役割なのです。

(E 委員)

これはひとつのヒントですからね。

(委員長)

ええ、そうなのです。

(D 委員)

だからそのためにすすむためのステップとしてほしいと言っているのだけれども、それを必要ないのがなぜ必要ないのかといったときに時間的制約の問題なのか、それ以外の理由があるのですか。それ以外の理由である、時間的制約の場合だとちょっと考えなくてはいけないけれども、それ以上の理由がなければ1回全体会議でそういうことをせつかく提案しているのですから、設けるといのはなんら支障はないのではないですか。

(J 委員)

これやってるとすごく時間くうと思うのですけれども、正直、今盛んにいわれているその①、②、③、④のその1のところの状況の

話というのは、これ自体が、どんなことなのかと聞いていくと必ず3、4に大きく大別されるようなことが具体的としてあがってくる問題なのです。だから私は決めつけた話ではなくして、今グループ分けしてその中で論議していくと1番の問題というのは、これ必ずいろんな方がいろんなことを言いますから、やっぱり時間とるの難しいと思います。これは委員長も副委員長もね。これでもってまた1日1回分2時間ちょっとが全部つぶれるという話になってしまえば、やっぱりあと7月の問題というものを抱えているのであれば、かなり制約されてくるのではないかという心配はあります。そういうことを考えたら私は今最初にいわれた委員長がふたつに分けて、具体的にすすめたいというところの中でこの1番に出されているわれわれから出したものを、先生が集約していただいたこの問題もその中で話し合っていけば、きちんと理解が皆さんのいただけるのではないかと思うのですけれどもね。またそれなくしてこの3、4というのは決められませんよ。ここに書いてあることを字づらにもってどうするかという話ではないですからね。と私は思います。

(C 委員)

いつもこれ全部やるのではなくて、例えばこの中の本当にポイント、やっぱりこの市民参加の目的というのをまず明確にしないと、やっぱりこの個別問題へとはいかないと思いますから、例えばそういうところで1の①とかそこら辺を中心にやるとか。私はやっぱり全体で揉む必要があると思います。

(関谷先生)

このローマ数字の2の1から4のこれはあくまでも基本的論点なので、この枠組みでいきましょうという、全てを拘束するということではないです。ただ考えなくてはいけない部分としてコミュニティの問題がありますよ、行政プロセスの参加手法の問題がありますよということなわけですから、その辺の視点と素材という意味です。だからもちろんそうではない考え方が議論の中で出てくるのは、当然のことでしょうから、別にそれ自体はほかにもいろいろなものが出てきたり、それは当然かまわないということです。ただそういう

議論をしていく中で、ローマ数字の1の①から⑤あるいはそのローマ数字の2の1とかの部分ですね。この辺をちょっと総合的に全体で議論しておいたほうが、後日の議論がしやすいということであれば、スケジュール的にどうかということも確かに厳しいでしょうけれども、どうしてもやっぱり今後の個別具体的な議論をするときにこのローマ数字の1の①から⑤のこれはもうちょっと具体的な事例に則してこういうことなのだよと。だから参加が必要になってそうすると参加というのはこういう意味で考えられるのですというのを、ランダムにでもいいからちょっといくつか出し合って確認して、なんとなくでいいのです。当然その段階で結論を出せることではありませんからね。あとはいろんな議論をしていく中でさらにまた自分達の方で深めていくというほうがもしいいということであれば、1回それを設けるのもありかもしれません。それはちょっと皆さんで決めるべきことかと思います。

(E 委員)

ちょっと妥協案なのですけども、今の先生のお言葉も踏まえて、皆様方の空気の中からやっぱり時間的な制約というのがかなり大きいと思います。ひとつね。だからもしよってもいいということでもないので、試しに次回は1番の流山市において市民参加が不足している状況という課題が、Iさんがここは必ず議論したほうがいいのではないかというのを、ちょっと1, 2この中から取り上げて始めてみたらどうでしょうかね。恐らく私へのものすごく時間かかると思うのですけれどもね。恐らく1日で2つか3つしかできないと思いますよ。たぶん。それは私も予測、これではとてもじゃないけれども、この議論だけで7月までなってしまうなということにどうも私はなりそうな気がするので、試しに御納得いただけないかもわからないからちょっとやってみたらどうでしょう。

(I 委員)

時間かかるのは百も承知しているので……

(E 委員)

だから……

(I 委員)

3、4も結局同じ話でここに返って話が絶対出てくるので……

(E 委員)

委員長はそれいっているわけです。それはここでやったことと同じことになるでしょうといっているわけです。

(H 委員)

グループでやるのであればもっとどンドン話の早さが速くなるかもしれないから、3、4で議論して行ってフランクな感じで聞いていたらそれで1番なんか……

(E 委員)

Iさんが納得いかないようだから。

(I 委員)

納得いかないとはそれは別に……

(E 委員)

だから試しにやってみればいいでしょう。

(I 委員)

内容というよりかは基本的な……

(副委員長)

ひと月つぶすのはつらいですよ。

(I 委員)

基本的な問題のところなので、そこをもうちょっと議論しなくてもいいからでは、時間的な問題でそれは個別の中で話をするだけでいいというのであれば、全くそれは問題ないのですけれども。

(委員長)

Fさん、何か御意見ありませんか。今の皆さんのやり方としてもやっぱりわからないから……

(F委員)

これは抽象的に話すすめていく上でも結構具体的な話をしていると、なんかここはわからないと出てきたところがそこはそこでまた話し合っていけばいいのではないかなと思うので、とりあえずグループに分けてやってみたらいいのではないかなと思います。

(C委員)

市民参加で一応自治基本条例とはある程度定義されているはずだから、やっぱりある程度の市民参加という確定しないでもある程度の合意は得たほうがいいと思います。だからそれを次回にこの1の1から5まで含めて完全版でなくても、ある中間版として市民参加というものはこういうもので具体的に流山ではこんなことやっているのですというのを、1回だけやるというのがいいのではないですか。

(委員長)

はい、もう20分すぎてお約束の時間が過ぎてしまいました。そこで再度の提案なのですけれども、1回市民参加の意義、次回はこれをやるということであとはかなり厳しいスケジュールになると思いますけれども、それを御承知いただいてここをやるという形に提案を変えたいと思いますが。

(J委員)

済みません。その提案別に今賛成反対とかではなくて、そのあとをもうちょっと知りたいのですよね。委員長のお考えでは次回これやって、そのあとさっき言われたように分科会というイメージで出されましたよね、それはどういうふうになるのかという……

(委員長)

だからそれを次回、これをやると同時にそれはもう1回きりで終わりにして、そのあと3、4をやっていくと。だからその3、4のチームを組むまでやっていきたいと、できればチームごとの話し合いも次回はして、その次のステップにすすめるような態勢をつくりたいと欲張りかもしれませんが、それだけ……

(C委員)

もう一つあの、これの全体的なスケジュールをある程度決めていただいけませんか。いつまでに提案するのでいつまでにたたき台を出して、2回くらいの全体会議で揉むとか、そこのちょっと方向づけとか大まかなスケジューリングをしていただいて、場合によっては月2回やってもいい……

(委員長)

それを逆にいうと、7月というデッドラインを決めた上で各分科会で毎月1回のスケジュールを想定しながら、各分科会でどうやっていこうということを分科会で決めていくと。

(C委員)

7月まで。その確認……

(D委員)

ただ、分科会だけで決めても全体で共有しないといけないではないですか。分科会の動きよりも全体会の動きを決めていただいて。

(委員長)

それは毎月ということですよ。毎月1回その全体会議をやると。

(D委員)

月の頻度の問題ではなくて、全体会でここまでの部分はほぼ固めてほしいとか、こうなってほしくてそれで分科会で分かれたものを

このところで共有して、全体で議論して煮詰めますよというそういうスケジュール化をちょっと毎月あるのですでしたら毎月の中でその全体会のテーマというか、進捗状況のスケジュール化をやっていただいて、それに沿って分科会は……

(委員長)

その分科会の内容までこちらのほうは……

(D 委員)

内容ではないです。

(副委員長)

それはやっていただくではなくて、結局次回の集まりのときにもう7月はまとまっていますよとそれまでの間、分科会に取り組んでいくと…

(D 委員)

ちょっと待ってください。分科会だけの動きでいいのですかということまで分科会は、合わせてではなくて全体会があって全体会で共有しながら、では、ちょっと分科会と全体会の関係は私聞きたいのですけれども、では、分科会は分科会でこういうふうにこうこう議論して、はい、こういう結論がでましたと、制度設計とかいろいろ出ましたよね。それがポーンと出てはい、これで皆さんよろしいのですかとするのですか。それともそういうふうに分科会は提案として出して行ってそれを全体会で共有して、再度議論するのかそれとも分科会は分科会で全部責任を委託されて責任でポーンと出して、ポーンと出してそれではいとそれで……

(委員長)

毎月の必要ないですよ。

(D 委員)

その辺の関係を明確にさせていただいて、それは私はわかりません。

(副委員長)

もちろん決めさせていただいたらそれに従ってやっていただくような感じになってしまいます。

(C 委員)

提案してほしいということです。

(D 委員)

だから決めるというのは何を決めるかの問題で、要するにここまでで分科会はここまでで制度設計の具体的なものを出してほしいとあって、それでその次に全体会で両方の分科会から出たものをきちっと議論していきます、それともこの辺くらいまでは2回くらいは分科会でいろんな議論を深めながらこの3回目のときに、例えば分科会で結論出してほしいと。その次それでそのときそれを受けて全体会で結論出しましょうというふうな形、そういうことをいっているので、中身のことにしているのではないのです。そういうスケジュール化をしていただくと分科会は分科会でそれに沿って、では、2回はワークショップできるねとか3回はワークショップやって、そろそろ結論出そうと。

(委員長)

そのスケジュール化をやろうとすると、それはわれわれ委員長、副委員長が決めるのではなくて、また全体的に決めるという話です。そういうことも。

(D 委員)

でも……

(委員長)

そうなるのです。委員会でやりたいということは。

(I 委員)

その分科会のやり方もちょっとみえないのが、この3の4の分科会3、4について話し合うのを最終的には市民参加条例に盛り込む内容を提出することだと思うのですけれども、そこのどの部分をどう出すのかとかこれだけを例えばやればいいのかとか、課題がAかA B Cだけでその3つを交互に議論すればいいのかとか、もっと10個くらいあってそれを個別に分けたふたつのグループで1と2と3と4ととやっていくのかという、もっとたぶん膨大な量があると思うので……

(委員長)

基本的に手を挙げて参加された委員会ですから、それは皆さんがそれを考えてそれをやっていくという、それで分科会は決めていかなければいけないし。

(I 委員)

だけどこのふたつはふたつの視点からだけでやるということでしょうか。

(委員長)

その議論の中でほかの視点が出てくれば、全体で話し合えばいいではないですかというお話を……

(I 委員)

とりあえずチームを分けるという感じだけですか。今のところは。

(委員長)

はい、とりあえずというかそれはやりたいことを決めてそこに参加してやっていくと。

(E 委員)

委員長、ちょっといいですか。さっきDさんがいったようなことを委員長と副委員長にお任せしますので、事務局と相談していただ

いて。なんか提案してくれませんか。設計して。いつからいつまでに7月はデッドラインですよね。その前の6月には全体会議ではこうやるからそれまでにこういうような程度の分科会の結論を持ってこいと、きてほしいと。そういう提案をしていただけませんか。その提案について無理があればわれわれ無理だと言うし、議論しますから。失礼だけど、たたき台みたいなスケジューリングを出していただきたいです。

(D 委員)

それがないと分科会できない……

(E 委員)

それまで話題にしてやろうとするとちょっとえらい時間かかると思うのですよね。

(委員長)

それは例えば今日チーム分けできて、チームの座長ができて座長が入ってくるのであれば、それはそういったことでそのたたき台ということもやれます。

(I 委員)

でもこれ3番を次5人で3番を議論してくださいと渡されても、これちょっとやっぱり厳しいと思います。

(E 委員)

委員長のほうからそういうリクエストが出てくれば、いつまでに何を、この程度というものが出てくれば、各分科会は月に1回では間に合わないから、3回やろうと。それで分科会のほうで決めますよ。決めざるを得ないですもの。

(副委員長)

だからちょっと聞いてくださいね。要はそういうふうに当然自然となります。

(D 委員)

自然となるのでは、困ります。

(副委員長)

済みません、言葉尻をひっかけてもらおうと困るのだけれども、つまり委員長の意図としては、委員長のそもそも提案はここで分科会を今ふたつグループ分けたいねという提案をしたのは、そのふたつに分かれたグループのリーダーの方と委員長、副委員長われわれとで、その実際問題7月と決まっていますでしょう。では、どういうふうに今スケジュールでその全体のことも持ち寄ってまさに今おっしゃった内容です。そういった内容をもっていくのはどういったタイミングでどういうふうにやりましょうということを、その4者でやりたかったわけです。われわれとしては。

(D 委員)

その話は聞いていない。言わないからわからないのですよ。それは。

(C 委員)

ちゃんとはっきり言ってくださいよ。そういうことまで。

(副委員長)

そここのところのだから単純だって、そうするではないですか。ここでふたつに分かれてそれぞれ課題をポーンと投げて、次いついつどうのこうの……

(D 委員)

だからその問題をずっといっているのに、皆さんが決めるからと……

(E 委員)

そういう情報は言ってください。私たちはこう思っているのだと
いうことを言ってもらわないと。わからないです。

(D 委員)

そうです。それはわからないです。

(E 委員)

私たちはこう思っているのだからやるとか、言ってもらわないと。

(D 委員)

提案しているのに全然皆さんが決めるのです、とおっしゃるから
再度同じことを繰り返さなければいけないのです。これはすすめ方
の問題なのですよね。テーマの中身を決める問題ではないのですよ
ね。7月のデットラインでタイムスケジュールを決めましょうとい
う話をしているのですよ。

(C 委員)

本当に7月がデットラインなのですか。

(D 委員)

早ければ早いほうがいいのですか。

(E 委員)

7月頃に素案ぐらいはのらないと、まずいわけでしょう。

(委員長)

全体の流れからすると来年には、施行すると。その逆算をしてく
るとそれから予算化の問題等を考えますと、やっぱり7月というの
が現実的にデットになってくるのです。ただしこれは形だけつくる
よりも中身も伴うことが必要ですから、議論の経緯は今はゴールを
そこに目指してやっていきますけれども、それはやっぱりどうしても
中身が伴わないと。それは中途半端なものを出すよりはというこ

とも覚悟はしていますけれども、今は7月。

(D 委員)

今は7月では、暫定的に延びていいのですか。

例えば、済みません、全体のスケジュールを教えていただけませんか。つまり市が皆さんのこの論点を盛り込んで、視点を盛り込んで、条例化してそれから補整化にかけて条例を議会に上程するというその全体のスケジュールをちょっと教えていただければいいと思うのですけれども。ここだけのタイムリミットではなくて、市全体として議会に上程するまでのタイムスケジュールをちょっと教えていただければと思いますが。

(委員長)

事務局のほうで。

(倉田コミュニティ課長)

はい、一応議会等でいっているのは当然来年の3月に議会にまず上程します。議会に上程するときにはたぶん、だいたい1月頃にはもう議案というかできていないとできません。1月につくるということはその前にパブコメを当然実施しなければいけないと、そうするとパブコメに普通2ヶ月、募集に1ヶ月だいたい回答に1ヶ月、だいたい2ヶ月くらい。ですからパブコメを11、12あるいは10月の中旬から12月の中旬くらいまでやるか、遅くても11月にはパブコメは当然やらなくてはならない。

(D 委員)

パブコメが11月。

(C 委員)

パブコメの2ヶ月というのは整理も入れて2ヶ月と。

(倉田コミュニティ課長)

はい、1ヶ月が募集期間ですね。1ヶ月くらいでだいたいそうい

うそれに対する回答ですとかそういうものを全部。

(J 委員)

それはその前にもらったときに11月19日に受け取っているのですけれども、そこにスケジュールをいただいているのですよね。そこに全部入っているのですよ。だからこの案は今変わっていないですよ。

(倉田コミュニティ課長)

議案として出す以上はそのぐらいの日程的には必要かなということ。

(J 委員)

今、これをスケジュールとして、これを前提として動いていくという理解でいいわけですね。

(D 委員)

そうすると、すみません、ちょっと復唱をしていただきたいのですけれども、11月ということは11月にはもう条例文として素案という形でだから11月は素案作成ですね。そうすると事務局としては、では、条例化までにどれくらいかかりますか。例えばこれを受けて検討委員会を設けて条例化するまで、法務法制局かなんかコミュニティ課とやらで。

(倉田コミュニティ課長)

全てやると2ヶ月近くはかかるのかな。

(D 委員)

そうなると7月でしょう。

(E 委員)

だから7月だって、7月には答えを書かないとだめだと。

(C 委員)

2ヶ月でしょう。もう1回ここの委員会とちょっと調整するの
でしょう。

(倉田コミュニティ課長)

それはします。こういう形でということで報告……

(C 委員)

パブコメの前に行くことの調整があったら、それに半月とか1ヶ
月とかかかるのでしょう。ということは3ヶ月かな。7月かな。

(E 委員)

部会で相当なんかやりますよね。

(C 委員)

精力的にやらないとね。

(D 委員)

だからこそよけいに時間が限られているから、全体の流れのタイ
ムスケジュールをつくっていただいて、あとは部会に分かれて部会
が精力的にやるとかというのをやらないと、難しいと思うのです。
だから全体はやはり何度もいうようですけれども。

(委員長)

部会スケジュールまではちょっとこちらでつくって……

(I 委員)

ひとつの課題を今日ふたつくらいの課題の話をするとか、なんと
なくのスケジュールが決まらないと、ここでふたつ話しているところ
を今日1個しかやってないから、次3回やらないといけないとか
もう1回やらないといけないとかというのが、チームの中でできる
ので全体のボリュームというボリュームは限りないので、つくる
のは難しいと思うのですけれども。

(C 委員)

例えば7月に出すのであれば6月、7月の定例会で揉んでまとめますというようなスケジュールをつくってもらって、例えば5月の中旬くらいまでには出してくれとか。だからそういうふうな大まかなこれをたたき台として出してくださいというふうに言っているわけですよ。

(H 委員)

グループで分かれてそのグループの長が4人で話し合っ、て、もしかしたら関谷先生もかねて話し合っ、て決めるという……

(C 委員)

でも、そんなの話し合わなくても……

(D 委員)

それは話し合いの問題ではないと思うのです。

(C 委員)

なくても、だいたいだって2、3回揉むというのがだいたいわかるのではないですか。それを1回みせてくださいと、ただ問題点は③、④だけではないということなのですね。

(D 委員)

だからやっぱり委員長、副委員長と事務局とでそこら辺の大きなタイムスケジュールはちょっと見せていただいて、それから分科会としてどうするかということではないのですか。それはやっぱり皆で話し合ったり部会が話し合うところではないと思います。

(E 委員)

全体のマネジメントをつかさどっておられる委員長権限として、委員長としては各部会にこういうふうに期待していると、いつまでにどういう程度のことを出してほしいと。聞かせてください。それ

で結構です。

(G 委員)

すみません、それはまだ部会は分かれていないし、決まっていな
いことに対してあれですから、分かれたときにおっしゃるというこ
とでしょう。それぞれの分。違うのですか。私話聞いていてだんだ
ん混乱していくのですけれども、これ月に1回……

(E 委員)

部会を二つ作るといっているわけですよ。

(G 委員)

すみません、ちょっといいですか。ひとつ整理させてください。
月に1回は必ずこういう全体会をやって、その間に部会をやって、
その月に1回のときに話し合ってきたことを共有して、なおかつど
ういう問題が起きているかということ整理して、また部会に持つ
て帰って部会がそれぞれやっていって、その繰り返しをしてある
程度の提言書をつくってくるのではないのですか。そういう問題で
はなく一方だけが例えば、1に分かれたところがAに分かれると
ころ、Aだけを検討していって全体で揉む……

(E 委員)

全体ではやるのですよ。

(G 委員)

毎月1回やるのですよね。そういうことでいいのですよね。

(C 委員)

私もそういうイメージです。

(G 委員)

なんかそれなのにすごくそのときに代表の方を、例えば4人、5
人に分かれたときにその1人代表者がいて、そこでこういうスケジ

ュール調節してくださいといわれたら、3回を4回にするとかというふうにしていくというのではないのですか。

(C 委員)

恐らく、部会が案をまとめますよね。その間は部会で議論したものを月1回の定例会にもって行って、皆で情報共有してお互いに行ってそれで最終的に、それが今5月の中旬くらいかなと私は勝手に予想しているのだけれども。

(E 委員)

課題を任されて3番か4番をやってくれといわれますよね。それは当然仕事というのはいつまでに納期というのが必ずあるわけです。何を、いつまでにやってほしいというのをいただかないと、われわれはそれに合わせて1回やればいいのか、2回やればいいのか、3回やればいいのかという設計ができないと。ですから納期と程度を教えてください。指示してほしいと。あるいは命令してほしいとこういったわけです。

(委員長)

いや、命令する立場ではないですから、でもわかりました。今頭にあることをちょっと事務局と副委員長とも先生とも相談しながらちょっとそれは考えて、それは連絡しましょう。それはもう次回の場というよりは、こういうことを考えてることを前もって連絡するということで。

(C 委員)

そのときに③、④だけではなくて、全体の条例には③、④だけではなくて、参加の意義とかそういうのも全部入ってきますから、そういう議論する場をどこに設けるかとか、そういうことも含めて全体のスケジュールを考えてほしいです。

(E 委員)

それは全体会議で……

(C 委員)

だから全体会議が2回ですむかどうか。

(D 委員)

だからそういうことをだいたいスケジュール化しておかないと…
…

(E 委員)

全体会議は3、4、5、6と4回あるのですよ。

(D 委員)

でも、少ないですよ、4回で。

(I 委員)

なんかわかりやすい表こういう表とかでたぶんこれをやると、この中でどの議論をしないといけないのか、たぶんみえてくるので、わかりやすいのがあると逆にさっき言葉だけだと認識がずれてしまうので、何か見えるものがあれば。

(J 委員)

要するにチーム分けの問題とそれから中でもって何を話せばいいかという問題、そこを見せてもらえればチームわけとそのあとスケジュールの課題でもってすすめていくということが出来るわけでしょう。それからさっきDさんが盛んに言われていたCさんもIさんも言われていましたけれども、全体で話さなければいけないというけれど、実際にはその前にチーム分けしたところでもってそれぞれに同じテーマを全体の問題を分けて話をしてもらって、それぞれのチームでもってそこで出てきた内容を全体の中でもって出てきましたよという形でやったって、全体で10人でワーワーいうよりは案外早いかもしれないですよ。そういう方法だってあるのではないかと思っているわけです。

(G 委員)

それを私も申し上げていたこと、月1回こう皆で集まるのだからそれぞれ部会はたくさん問題があれば何回もやればいいし……

(D 委員)

それは同じです。それはずっと言っているのです。

(G 委員)

最終案が決まっているのだから……

(D 委員)

だから、ごめんなさい、もう。

(委員長)

では、次回は、今後のスケジュールを決めて、それはちょっと固めて連絡をして、それを基に議題として、基本的にはこれの3、4にすぐ入るということで。できれば次までにはチーム分けもそれを相談して決めていくということで今日は終わりにしたいと思います。では、よろしいですか。

(委員長)

これで今日は終わりたいと思います。お疲れ様でした。